

第 33 期国立市公民館運営審議会答申

新型コロナウイルス感染拡大時における 教育機関としての公民館事業について

第 33 期国立市公民館運営審議会

2022 年 10 月 11 日

はじめに

私たち第 33 期国立市公民館運営審議会（以下、「公運審」）の任期が開始されたのは、2020 年 11 月である。当時の国立市公民館（以下、「公民館」）は 4～5 月の 2 か月の閉館（正しくは「休館」だが、常時の「休館日」との違いを明確にするため、この間の長期臨時休館を本答申では政策等一部を除き「閉館」と明記）の影響で下半期に主催事業が集中し、新たに取り組み始めたオンライン（インターネット回線につなげる）併用事業の対応や感染予防対策に追われていた。2021 年 1 月には 2 回目の緊急事態宣言に入り、近隣自治体の公民館では長期休館や開館時間短縮等が再度行われたが、公民館は夜間の利用自粛の呼びかけはあったものの通常開館し、主催事業も継続した。利用団体数は 2019 年度よりは減ったものの、サークル活動や学習会なども、それぞれの判断と工夫により継続された。

職員も市民も見えないウイルスに手探りで対応し、人や状況によって異なる賛否の反応を受けながらも、実際の活動の有無に関わらず、人とつながり・共にあることが、生き続けることを可能とし、そのこと自体が生きる意味と直結することを時間を経るごとに感じていたのかもしれない。その後何度も繰り返された緊急事態宣言下でも、公民館は開館しているのが当たり前となり、公運審も夜間・対面での定例会開催が途切れることはなかった。

2021 年 5 月に石田進公民館長（当時）より、「新型コロナウイルス感染拡大時における教育機関としての公民館事業について」の諮問が出された。公民館長や職員にとっても、この 1 年間の判断や不安、迷いは大きかったと想像するが、俯瞰・検証する余裕はなく、ウイルス対策により新たに増えた業務や事業等にも追われていた。当時の記憶や受け止め方は職員によって異なっており、市民にとっても、この間、行政組織内・教育機関でどのような経過や決定が行われたのか知る由もなかった。

私たちはまず「新型コロナウイルス感染拡大時」を過去（2020 年）、現在（2021 年度）、今後（再度の閉館を余儀なくされる事態）のどの時点に焦点を当てるのか検討し、今回は、過去（2020 年）を可能な限り記録することを中心にすることに決めた。2020 年 2 月末の主催事業中止から、4～5 月の閉館、そして 6 月の再開館が国立市・国立市教育委員会でのように決まり、公民館内部はどのような状況にあったのか。公民館長の判断や職員の思い、そして公民館を利用する市民団体や個人は、この時期をどのようにとらえ、活動する上でどんな困難や工夫があったのだろうか。「公民館運営」の在り方が「公民館事業」に直結するため、運営全般を視野に入れて捉えることとした。

ウイルスの前に人間は無力であり、初めて直面した事態ゆえに、当時のそれぞれの判断

や感情の正否を問うものではない。個々の考えに違いがあっても「一人ひとりの意見とその意味を尊重する」こと、またそれらを「共有しあい共に考え」、「よりよき知恵や実践をつくりだす」ことは社会教育の本旨でもある。この間の行政組織や職員、市民団体や市民個人、それぞれの経過や思いを記録して全体像を共有することを第一目標とした。その上で、私たち第33期公運審に見えてきた「教育機関としての公民館事業」を展開していくうえでの必要な視点を提言するものである。

本答申は、当時の状況を記録することを中心とし、社会教育学習会記録や市民・団体アンケート、館長・職員ヒアリング・アンケートにより多くの声を集約したため答申としては分量が多いが、記録として全て巻末に掲載した。次期以降の公運審や市民・職員によってさらに検証され議論が深まる材料の一つになれば幸甚である。

2022年10月11日

第33期国立市公民館運営審議会

委員長 末光 翔

副委員長 江頭晃子

委 員 池田祐子

木島香織

清原周栄

隈井裕之

幸島裕子

高野 宏

鵜田美緒

長澤成次

西尾万樹

野口泰寛

矢野勝巳

山口千恵子

山根浩子

目 次

はじめに	2
I 新型コロナウイルス政策と国立市行政・国立市公民館.....	7
1. 国・都の政策と国立市の対策.....	7
(1) 対策本部会議の設置・水際対策（2020 年 1 月）	7
(2) 先行した都施設の休館とイベント中止（2020 年 2 月）	7
(3) 学校休校・イベント中止など規制強化（2020 年 3 月）	8
(4) 教育委員会判断による週末休館（2020 年 4 月）	9
(5) 先行した学校休校と緊急事態宣言による公共施設一斉休館（2020 年 4 月）	9
(6) 緊急事態宣言延長・解除と再開（2020 年 5 月）	10
(7) 国立市議会で問われた社会教育機関の閉館（2020 年 6 月）	11
(8) 国立市自治体方針の確立（2020 年 7 月～）	12
2. 国立市公民館の対応	13
(1) 公民館主催事業の中止から再開まで	13
(2) 公民館閉館から再開館まで.....	16
(3) 集会施設としての機能	18
(4) 情報提供に関する取り組み.....	19
(5) 職員体制の変化	23
II コロナ禍における市民の思いと活動	24
1. 市民団体・サークル	24
(1) 団体アンケートから見てきたこと	24
(2) 社会教育学習会に登壇した団体から	26
(3) 第 33 期公民館運営審議会委員の所属団体.....	29
2. 市民・個人.....	30
(1) 個人アンケートから見てきたこと	30
(2) 職員個人アンケートから見てきたこと	33

3. 第 17 期 公民館だより編集研究委員会	34
(1) 会議継続の方法と意思決定の過程	34
(2) 「サークル訪問」記事継続への努力と内容の工夫	35
(3) 『公民館だより』に対する編集研委員からの意見	35
4. 第 32 期 公民館運営審議会	36
(1) 閉館前の 3 月公運審中止	36
(2) 閉館中の委員の動き	36
(3) 再開館後の公運審の動き	37
(4) コロナ禍の意思決定プロセスへの公運審の関わり	37
 Ⅲ 市民が学び、つながり続けるための公民館運営・事業のあり方	40
1. 生きる権利の実現に不可欠な学習権	40
(1) 憲法に規定されている基本的人権としての学習権	40
(2) コロナ禍と学習権をめぐる教育機関としての課題検証	41
2. 市民とともにある公民館	43
(1) 安心の場・地域のよりどころとして	44
(2) つながりをつくり続ける	45
(3) 困難を見える化し支え合う	45
(4) 学びに参加しづらい人々を支え続ける	46
3. 変化に対応できる公運審づくり	46
(1) 公民館の民主的運営を図るための公運審の役割	46
(2) 緊急時だからこそ動ける公運審に	47
(3) 情報集約 ―主体的に学び考えつなげるために―	47
(4) 民主主義を自分たちで作り出す場であり続けるために	48
4. 新型コロナウイルス感染拡大時における教育機関としての公民館事業に向けた提言	49
(1) 市民とともにある公民館運営・事業	49
(2) 教育機関としての公民館・職員体制の強化	50
(3) 緊急時のための事業・施設整備計画の立案	50
 おわりに	52

第 33 期国立市公民館運営審議会委員／担当職員一覧	54
----------------------------	----

巻末資料

資料 1. 諮問「新型コロナウイルス感染拡大時における教育機関としての公民館事業について」	55
資料 2. 答申「新型コロナウイルス感染拡大時における教育機関としての公民館事業について」概要	56
資料 3. 新型コロナウイルス政策（国・都）と国立市行政・国立市公民館年表	57
資料 4. 団体アンケート「コロナ禍が団体活動に及ぼした影響と公民館の役割」まとめ	66
資料 5. 市民アンケート「コロナ禍が市民に及ぼした影響と公民館の役割」まとめ	79
資料 6. 職員アンケート「コロナ禍における事業企画・実施に関するヒアリングシート」まとめ	90
資料 7. 職員アンケート「コロナ禍の公民館勤務に関する職員意識アンケート」まとめ	93
資料 8. 公民館管理運営に関する館長ヒアリングまとめ	95
資料 9. 答申検討会議経過	
(1)定例会	100
(2)班会議	101

巻末記録

社会教育学習会 パネルディスカッション	
「コロナ禍における学びとつながり～公民館の役割と期待すること～」記録	103

I 新型コロナウイルス政策と国立市行政・国立市公民館

1. 国・都の政策と国立市の対策¹

(1) 対策本部会議の設置・水際対策（2020年1月）

2020年1月15日、日本で初めての新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）感染者（中国河北省武漢からの渡航者）が発生、28日には二次感染者、都内では30日に初めてCOVID-19疑い者が肺炎で入院したのを受け²、1月31日に東京都が「第1回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議（以下、「都対策本部会議」）」を開催した。同日に国立市も初めて「新型インフルエンザ等対策会議」³を開催⁴している。国立市の第1回対策会議は、COVID-19の担当事務局の確認、保健所との連携、市民への情報発信の方法の確認にとどまっている⁵。この時期は、国・都ともに中国・武漢在住邦人の帰国者対応やダイヤモンドプリンセス号における感染者対応に迫られ、中国河北省からの入国拒否や「帰国者・接触者電話相談センター」「帰国者・接触者外来」の設置など、国外での感染症問題への水際対策が中心であった。

(2) 先行した都施設の休館とイベント中止（2020年2月）

2月16日、国は「新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「政府専門家会議」）」を設置し、20日に厚生労働省が「イベント開催に関する国民の皆様へのメッセージ」を発表、イベントについて一斉自粛要請はせず主催者判断に委ねている。一方、2月中旬から市中感染例⁶が増えてきた東京都は、21日に「都主催イベントの取り扱いについて」⁷

¹ 巻末資料3.新型コロナウイルス政策（国・都）と国立市行政・国立市公民館年表(57頁)参照

² 日本国内における初感染者は2020年1月16日、神奈川県内。東京都は1月29日から武漢からの帰国陽性者を都内公立病院に受け入れている。

³ 「国立市新型インフルエンザ等対策会議」第1（2020/1/31）～2回（2/20）、「新型コロナウイルス感染症対策本部会議（巻末資料3.年表「KC会議」と略）」第1（2/21）～20回（4/10）、「国立市健康危機管理対策本部会議（同年表「KK会議」と略）」第1（4/10）～4回（7/29）までの会議録はないが、「新型コロナウイルス感染症対策の振り返りについて」

https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/21/0729_huzoku.pdfとして項目ごとにまとめられている。第6回目（8/25）以降は会議録をHPで公開している。

⁴ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（2012年制定）に基づき、2013年3月「国立市防災対策本部条例」を「国立市災害対策本部及び国立市健康危機管理対策本部条例」に改正。2015年4月に「国立市新型インフルエンザ等対策行動計画」を制定。

⁵ 第33期国立市公民館運営審議会第9回定例会資料 国立市公民館作成「国立市健康危機管理対策本部会議等の決定と公民館」（2021年7月12日現在）。及び「新型コロナウイルス感染症対策の振り返りについて」参照。

⁶ 2月20日現在の都内在住者の発症者は22名（海外からの旅行者3名）。第9回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議（2/21開催）資料。
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/007/360/2020022102.pdf

⁷ 東京都政策企画局「都主催のイベント扱いについて」（2020.2.21）
https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/001/007/360/2020022108.pdf

を発表。「感染拡大を防ぐための重要な局面」とし、2月22日～3月15日のイベントについては、「大規模なもの、食事提供するもの、屋外でも食事提供するものは原則延期か中止、その他のイベントについてはリスク評価をし、対策が講じられることを開催条件」とした。リスク評価は、人数、換気の状態、時間、距離、参加者の特性（高齢者等）、不特定多数か否か、相互接触の機会について考慮するとした。

国立市は都の方針を受けて、2月21日の第1回新型コロナウイルス感染症対策本部会議（「新型インフルエンザ等対策会議」（2回のみ開催）から名称変更、以下「新型コロナ対策本部会議」）において、「国立市及び関係団体が主催するイベント等に関する基本方針」⁸（以下、「イベント方針1」）を決定。東京都の方針をほぼ踏襲しつつ、日程については3月末までとした。

イベント等については主催者判断としていた国も、2月26日に一転して、今後2週間の延期・中止・縮小対応を要請している。東京都も同日開催の第10回都対策本部会議において、3月15日までを集中対策期間と位置づけ「新型コロナウイルス感染症に関する集中的取組」を発表。予防対策のため、都主催イベントの中止、都立公園・都民の森、図書館、水道局PR施設、障害者スポーツセンター、埋蔵文化財センターなどの公共施設を休館とした。

国立市は2月26日に第2回、27日に第3回新型コロナ対策本部会議を開催しているが、イベントについては、21日に決定した「イベント方針1」を確認するにとどまっており、公共施設等の開閉館については特に議論していない⁹。

（3）学校休校・イベント中止など規制強化（2020年3月）

2月27日の政府からの小中学校の休校要請を受け、28日には都教育庁より区市町村へ休校要請とともに、日中の子どもの居場所確保、保育所・学童保育所は原則開所の要請が出る。

国立市は、2月28日第4回新型コロナ対策本部会議を開催。同日臨時校長会を開催し、3月2日から25日までの一斉休校を決定¹⁰、同時に3月中旬までのすべての主催事業の中止を決定した（2月21日策定のイベント方針1は無効となった）。

3月12日第12回都対策本部会議において、イベント中止等を3月末まで継続。国立市も3月13日の第8回新型コロナ対策本部会議で3月末までのイベント中止継続を決定した。

3月19日の政府専門家会議の見解を受け、国の対策本部会議は一斉休校要請を延長しないことを3月20日に発表、24日には文部科学省が感染防止で留意すべき指針を作成・通

⁸ 国立市新型コロナウイルス感染症対策本部長「国立市及び関係団体が主催するイベント等に関する基本方針について」2020年2月21日

⁹ 国立市健康危機管理対策本部会議「新型コロナウイルス感染症対策の振り返りについて」
https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/21/0729_huzoku.pdf

¹⁰ 一斉休校をした公立小中学校は98.8%。島根県は公立小中学校、高等学校とも休校していない。埼玉県は特別支援学校のみ休校しなかった。文部科学省調べ。

知し、各都道府県もガイドライン策定をすすめる。しかし、3月20日～22日の三連休明けの都の感染者数拡大を受け、23日に都知事が国にロックダウンを要請、都主催のイベント中止や公共施設休館を4月12日まで延期した。翌24日に東京オリンピックの延期が発表されると、25日に都知事が臨時記者会見を開き「感染爆発の重大局面」とし、不要不急・週末の外出自粛、区市町村にイベント開催等自粛要請などさらなる規制強化に舵をきった。

(4) 教育委員会判断による週末休館（2020年4月）

3月26日の第12回新型コロナ対策本部会議ではイベント基本方針が検討され、30日に「国立市及び関係団体が主催するイベント等に関する基本方針（その2）、以下「イベント方針2」」¹¹が出され、3月30日～5月6日までのイベントは中止、会議・事業については原則自粛（必要度が高いものは感染リスク対策を取れる場合のみ実施）とした。

3月の学校休校中も小中学校は修了式や卒業式の開催、運動する機会の確保などを行っており、公園等の利用も継続した。3月30日に教育委員会定例会が開催され、社会教育に関しては5月6日までの事業中止、施設の利用自粛、土日休館を検討していることの報告があり、教育委員からの疑義は特に出していない。教育委員会事務局で施設休館が検討・実施されたのは、東京都の週末の外出自粛要請と近隣自治体が3月から公共施設を休館したため、開館していた国立市の施設、特に体育館の利用が増え、感染拡大の危機感が現場職員からあげられたのではないかと石田公民館長は推測している¹²。

(5) 先行した学校休校と緊急事態宣言による公共施設一斉休館（2020年4月）

東京都教育委員会は3月末までは学校再開に向けてガイドラインを策定していたが、4月1日の政府専門家会議による「感染拡大警戒地域における学校の一斉臨時休業についての提言」¹³を受け、同日に都立学校の5月6日までの臨時休校を決定し、区市町村に小中学校の臨時休校要請を出した。

国立市は3月31日の臨時校長会で新年度学校教育活動の再開について対応を検討したばかりであったが、都の発表により4月1日と2日に臨時校長会を開催、第16回新型コロナ対策本部会議（4月2日）を経て4月6日から5月6日までの休校を決定しつつ、週1回の登校方法や4月6日の入学式と始業式の開催について検討、入学式等は開催決定した¹⁴。

4月7日に7都府県¹⁵に緊急事態宣言が発令される。同日に国立市は第18回新型コロナ対策本部会議を開催後、午後に臨時教育委員会課長会を開催。公民館長も招集され、全公共施設について協議検討し、公民館・図書館は4月9日から5月6日、芸小ホール・体育

¹¹ 国立市新型コロナウイルス感染症対策本部長「国立市及び関係団体が主催するイベント等に関する基本方針（その2）」2020年3月30日

¹² 2022年2月24日の石田進館長ヒアリングより。

¹³ 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年4月1日）<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000617992.pdf>

¹⁴ 4月7日の緊急事態宣言発令に伴い、週1回の登校日や校庭開放も中止となった。入学式は開催している。

¹⁵ 東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県

館・郷土文化館は4月8日から5月6日までが休館と決定された¹⁶。

4月20日に国立市教育委員会定例会が開催された。「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育活動、社会教育事業等の対応について」の報告がなされ、社会教育事業については担当部長から、公民館、図書館、体育館、芸術小ホール、郷土文化館、古民家は「不要不急の外出を促さないために閉館」していると報告された。学校教育に関しては、委員から「子どもたちが学校に来られる状況がどうか作れないのか」と質疑があったが、社会教育事業については特に議論されていない¹⁷。なお、国立市社会教育委員の会は3～5月は開催されていない¹⁸。

3月には11回開催された新型コロナ対策本部会議は、緊急事態宣言が発令されたことで、自治体としての対策検討が減少する。「新型コロナウイルス感染症対策本部会議（全20回開催）」から、「国立市健康危機管理対策本部会議（以下、「健康管理対策本部会議」）」に名称が変わり第1回が4月10日に開催されて以降、27日まで約半月の間があき、国から下りてくる特別定額給付金等の対策に追われることになる。

4月27日の第2回健康管理対策本部会議では、今後の対応について一定程度の期間をもって決め、緊急事態宣言解除となった場合は短縮するなどの柔軟な方針を取ることを確認して、イベントと公共施設の休止期間を6月30日までとすることを決定している^{19,20}。

（6）緊急事態宣言延長・解除と再開（2020年5月）

5月4日には緊急事態宣言が延長。同日に政府専門家会議により「新しい生活様式」が公表され、各業種のガイドライン策定が推進された。5月14日には39県の緊急事態宣言が解除、同日に、図書館は日本図書館協会、公民館は全国公民館連合会、博物館は日本博物館協会が、それぞれ開館のためのガイドラインを発表している。東京都も緊急事態宣言解除を見越して5月22日に「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」²¹を発表。

5月25日に8都府県の緊急事態宣言も解除され、国立市も約1か月ぶりに第3回健康管

¹⁶ 巻末資料8. 公民館管理運営に関する館長ヒアリングまとめ（96頁）、各施設HP確認

¹⁷ 国立市教育委員会令和2年第4回教育委員会定例会会議録

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/60/r24tei.pdf>

¹⁸ 第23期国立市社会教育委員の会審議内容

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/soshiki/Dept08/Div03/Sec01/gyomu/0076/0095/syakai23/1557276931308.html>

¹⁹ 「第2回国立市健康危機管理対策本部会議記録」（第33期国立市公民館運営審議会第10回定例会配布資料）

²⁰ 「6月30日まで閉館とするとした方針の理由は緊急事態宣言が延長になる見込みがあり、その発表が連休中であることから周知期間を十分取れない。宣言の延長期間が不明で再延長の可能性もある。仮に緊急事態宣言が解除となった場合も感染拡大防止策を講じるための期間が一定程度必要である。」2020年度第2回国立市議会定例会で雨宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長の小川宏美議員への答弁。

²¹ 東京都新型コロナウイルス感染症対策本部「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ～「新しい日常」が定着した社会の構築に向けて～」2020年5月22日
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2020/05/22/11.html>

理対策本部会議を同日に開催、「今後の公共施設等の開館及びイベント再開方針」²²を発表し、都ロードマップを参考に順次開館・開催の可否を各機関・施設が判断するとし、6月末まで休館を決定していただずれの施設についても早期開館の方向で動き出した。ここで約3か月ぶりに現場での判断が可能となった。

東京都は5月26日に都ロードマップのステップ0からステップ1への移行を表明。ステップ1からステップ2への6月1日からの移行を、5月29日に決定・発表している。

国立市では、6月1日に開催した第4回健康管理対策本部会議で施設開館・イベント再開方針について、7月末までは都ロードマップを参考に順次再開することを再確認、同日付で「国立市及び関係団体が主催するイベント等に関する新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言後の基本方針について」²³を通知した。「都ロードマップのステップ等を参考にしながらも、各部署が配慮しつつ開催、留意点など」が書かれている。

(7) 国立市議会で問われた社会教育機関の閉館（2020年6月）

6月3日から始まった2020年第2回国立市議会定例会²⁴では、複数の議員から社会教育機関をはじめとする公共施設の閉館問題について一般質問（6月5日、8日～10日）が行われた。第一に、「相互利用協定を結ぶ他市図書館との連携」²⁵推進への提言、「食べる物、着る物、住むところと同じように国民にとっての基本的な人権としての知る権利、この自由、それを守る立場にしっかりと立った対応を次は望みます」²⁶と第二波以降に休館しないことを求める声。第二に、「たとえ活動空間がなくても、オンラインでなくてもできることがあると考えていく、市民と一緒に考えていく。それ自体が社会教育の営みで活動空間がなくなったら何もできないと思わず市民とともに社会教育を、緊急事態だからこそ社会教育とは何なのかということを経験を学校教育とともに突き詰めていくこと」と民主的社会教育の在り方を問う声²⁷。第三に、「公共施設の再開を市民は望んでいるが、再開の方針はどのようなになっているのか」²⁸との質問や、各公共施設の実情を訪ねたうえで「市民に求められていることであり、十分賢明な判断をして市民に開放できるように、利用できるように対応していただきたい」²⁹、市役所や学校を含め芸術文化、教育についても「最後まで開け続けることができる、そういう仕組みを考えなければいけない」という声。第四に、ソーシャル・インクルージョンの視点から「1人のために学校を開け続ける、校庭を開け続ける」必要性が指摘され、「閉館は何もしないことではない」、公民館はたとえ閉館しても「印刷機を開けられたらろう、トイレはしょうがいしゃに貸せられたらろう、外国の人

²² 国立市健康危機管理対策本部長「今後の公共施設等の開館及びイベント再開方針」2020年5月25日

²³ 国立市新型コロナウイルス感染症対策本部長（原文ママ）2020年6月1日

²⁴ 国立市議会 2020年第2回定例会（第5日）会議録

<https://www.city.kunitachi.tokyo.dbssr.jp/index.php/>

²⁵ 香西貴弘議員

²⁶ 小川宏美議員

²⁷ 重松朋宏議員

²⁸ 藤田貴裕議員

²⁹ 高原幸雄議員

が来たら出口を開けて、どうぞ入ってくださいと言って話せたらう。いくらでも生存権を守る方法はあった。柔軟な個別対応が必要」などの声。第五に、この間の市民アンケートの実施を要望する声もあった³⁰。

それに対し、雨宮生涯学習・文化・スポーツ推進担当部長（当時）からは、図書館については 16 件の要望、公民館も質問書と要望書が届いていること³¹、また、「学ぶ権利ですとか知る権利が一定期間損なわれたということは事実」であり、アンケートについては、「検証するに当たって、市民の皆様の御意見というのは必要だと思いますので、何らかの形は検討したい」と答弁している。2 か月間の各施設・機関閉館による市民からの困難の声が、議員を通して現れた形となった。

（8）国立市自治体方針の確立（2020 年 7 月～）

6 月 22 日に 2020 年度第 1 回国立市総合教育会議³²が開催され「新型コロナウイルス感染症に関する課題とその対応について」議論されている。その中で永見市長は、「学校もそうですし、公民館、図書館もそうですし、社会教育施設、体育館もそうですけど、本当に全面的に閉めるということが、選択として第 2 波、第 3 波でもあり得るのだろうか。その選択は正しかったのだろうか」と疑問を呈しつつ、「オール・オア・ナッシングではなくて、様々な選択肢の中でこの場合はここまで、この施設はここまで。できなければこういう形ということが、次のときにはもう少し柔軟に考えられる必要があった」と言及している。是松教育長（当時）も「子どもたちの活動や、あるいは市民の学習活動、文化活動、それからスポーツ活動があまりにも停滞しないように、あまりにも規制されないような程合いというのですか、頃合いを見ながらやれてくるというノウハウだけは、この 3 か月で培われた」と明言しており、3 か月の経験を経て今後は国立市が自治体として独自の方針を考えていく意思を明言している。

7 月 29 日に 2 か月ぶりに第 5 回健康管理対策本部会議が開催された。第 4 回同会議（6 月 1 日開催）で 7 月末までは都のロードマップを参考にすすめていくことが決定されていたため、8 月以降の方針について検討された。当時の都内感染者数は緊急事態宣言解除後から微増しており、7 月末には緊急事態宣言時より多かったが、竹内副市長は「（これまで）国や都の方針に基づいて対応してきたが、今後は国立市として方針を決めていく。市民からの評価も集約」と明言³³。国や都の方針に従うだけでなく、直接市民と接する

³⁰ 上村和子議員

³¹ く にたち公民館をまもる会「新型コロナ感染症事態についての公民館の対応についての質問書」（公民館長宛）2020 年 4 月 10 日。同会「新型コロナウイルス感染症事態についての公民館の対応について（要望）」4 月 30 日。く にたち公民館をまもる会・く にたちの社会教育の自由を考える市民・研究者の会「新型コロナウイルス感染拡大防止を名目とした社会教育施設とりわけ公民館臨時休館措置に関する声明」7 月 1 日（市長・教育長宛）

³² 国立市総合教育会議 2020 年度第 1 回総合教育会議事録

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/kosodate/kyouiku/kyoikuiinkai/1486697486306.html>

³³ 第 5 回国立市健康危機管理対策本部会議記録

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/21/gijiroku5.pdf>

基礎自治体だからこそできる独自の方針策定の主体性を国立市は取り戻したといえる。

2021 年 1 月 7 日に開催された第 11 回健康管理対策本部会議においても、2 回目の緊急事態宣言（1 月 8 日～）発令を確認しつつ、市としては「市の行う事業は基本的に継続」「公共施設については基本的に終了時間まで開館する。なお、国、都が午後 8 時以降の不要不急の外出自粛を要請することを踏まえ、施設の利用団体へは午後 8 時以降の利用自粛の呼びかけを行う」方針を出した³⁴。いずれの公共施設も通常開館を継続しており、第 3 回（2021 年 4 月 25 日～6 月 20 日）、第 4 回（同 7 月 12 日～9 月 30 日）の緊急事態宣言下でも、福祉施設等で一部の制限はあったものの公共施設の閉館や時間短縮、事業等の中止等は行われなかった。2021 年 1 月 11 日の成人式も近隣自治体のほとんどが中止する中、実行委員の成人本人の意見を聞き、感染対策をしたうえで開催している。

2. 国立市公民館の対応

国立市公民館の経過については、『国立市事務報告書』（2020 年度及び 2021 年度）、『くにたち公民館だより』（以下、『公民館だより』）などの資料と、第 33 期公運審第 9 回定例会議（2021 年 7 月 13 日開催）での公民館長と職員からの報告「国立市健康危機管理対策本部会議等の決定と公民館」「国立市公民館のこれまでの対応」、2022 年 2 月に実施した「公民館運営管理事項質問シート」（石田館長回答）と館長へのヒアリング（2 月 24 日）、「コロナ禍における事業企画・実施に関するヒアリングシート（以下、事業ヒアリング）」（職員 10 人回答）、「コロナ禍の公民館勤務に関する職員意識アンケート（以下、意識アンケート）」、「公民館広報に関する担当職員ヒアリング」（職員 4 人、3 月 7 日実施）を元にまとめたものである。アンケート結果や詳細は第 2 章及び、巻末資料を参照されたい。

（1）公民館主催事業の中止から再開まで

① 各機関判断（2020 年 2 月）

COVID-19 政策に伴い、公民館に最初に影響があったのは公民館主催事業である。

2020 年 2 月中旬までは変わらず継続していた。図書室のつどい^⑩（2 月 1 日）、一橋大学連携講座（2 月 2 日、16 日）、しょうがいしゃ青年教室（スポーツ講座）（2 月 7 日）、気候変動講座^②、青年講座プログラミング講座・しょうがいしゃ青年教室（クラフト講座^⑦・料理講座^⑨）（2 月 15 日）、野鳥観察会^③・映画会（2 月 16 日）、青年室 DJ 部（2 月 17 日）、シルバー学習室のバスハイク（2 月 19 日）、しょうがいしゃ青年教室（YYW）（2 月 22 日）、ロビー展示はキミコ方式水彩画展（2 月 18 日～23 日）が開催されていた。

2 月 21 日、国立市の新型コロナ対策本部会議が「イベント方針 1」を決定（8 頁参照）し、①食事提供、②濃厚接触の恐れ、③要配慮者が多い、④参加者を特定できない、場合

³⁴ 第 11 回国立市健康危機管理対策本部会議資料 No.7「国の緊急事態宣言（令和 2 年 1 月 8 日～2 月 7 日）下における市の方針（案）」2021 年 1 月 7 日

は延期・中止としたことを受け、公民館は、急遽、主催者として判断をすることになり、2月末までに開催を予定していた9本のうち図書室のつどい⑪(2月22日)と日本語講座入門(2月26日)の2本は会場が密になる恐れがあるとの判断から中止。24日青年室DIY部、25・26・27日の各日本語講座(入門・初級会話・大人のための会話・starter、初級I)、26日の学習支援7本は開催した。中止にした講座については、申込者には電話やメールで連絡、HPや館内に中止の案内を掲示した。

この時期は各機関・施設の判断に委ねられており、くにたち中央図書館の講演会やスポーツこどもの日(いずれも2月23日)は開催されている。

② 事業一斉中止(2020年3月)

2月28日、第4回新型コロナ対策本部会議で、学校休校と同時に3月中旬までのすべての主催事業の中止が決定された(8頁参照)。会議終了後、橋本教育次長より石田公民館長に3月15日までの催し中止の指示があり15本が一斉中止となった。さらに3月13日の第8回新型コロナ対策本部会議で3月末までのイベント中止継続を決定、公民館の3月16日～30日までの7本の講座が中止となり、2月末から3月末まで合計33本の主催講座が中止(報償費約90万円)となった。このうち中止決定前に講師からの中止要請が1講座あった³⁵。中止連絡は、申込者にはメール・電話で連絡、募集前の講座については、HPと公民館出入口に掲示している。参加者や講師からは「安堵した」、「しょうがない」、「落ち着いたら開催してほしい」などの声があったという³⁶。講座中止が続く中、過去の『公民館だより』に掲載された講演要旨をHPに掲載する「お家で学習しよう：自宅de公民館」の企画が職員から提案されている。

③ 新年度事業準備と事業中止継続(2020年4月)

3月の主催事業が全て中止された公民館では、月2回開催の職員会議を毎週開催し、新年度4月以降の事務分担と事業準備、通常の開館業務や『公民館だより』『図書室月報』の編集などが行われていた³⁷。

新年度事業準備がすすむ中、3月30日に国立市の「イベント方針2」³⁸が出され(9頁参照)、3月30日～5月6日までのイベントは中止、会議・事業については原則自粛(必要度が高いものは感染リスク対策を取れる場合のみ実施)となった。このイベント方針2に関しては、翌31日に公民館に伝わっているはずだが、31日は週末(4月4日～5日、11日～12日)閉館が伝達された日でもあり、その対応に追われている。

その後、4月9日からの公民館閉館となる中、公民館内では5月以降の事業準備が行われるが、4月27日の第2回健康管理対策本部会議で6月末までの催し中止が決定(10頁参照)し、この時点で職員の新規の事業企画は完全に中断した。

³⁵ 巻末資料6. 職員アンケート「コロナ禍における事業企画・実施に関するヒアリングシート」まとめ(90頁参照)

³⁶ 同上。

³⁷ 巻末資料8. 公民館管理運営に関する館長ヒアリングまとめ(96頁参照)

³⁸ 国立市新型コロナウイルス感染症対策本部長「国立市及び関係団体が主催するイベント等に関する基本方針(その2)」2020年3月30日

職員のヒアリングシートでも「市の最新の動向を知ることが難しかった」という声もあり、混乱状況がうかがえる。再三にわたる中止・延期講座の講師への連絡や日程調整などに職員は迫られるが、いつ再開されるか分からない中での調整や企画の難しさを抱えていたことが職員アンケートからうかがえる（第2章参照）。

④ つながり続けるための模索（2020年5月）

公民館事業の一つにコーヒーハウス活動があり、閉館時にも活動が模索された。コーヒーハウスの活動の柱の一つが、公民館が主催するしょうがいしゃ青年教室（クラフト、スポーツ、Y Y W、料理、陶芸、リトミック、喫茶実習の6つのコースに分かれている）。もう一つの柱が「障害をこえてともに自立する会」が運営する「喫茶わいがや」。三つ目が、コーヒーハウスの活動に集う青年たちが自主的に企画・運営する青年講座（パン部、D J 部、ゼミナールなど）である。コーヒーハウス活動は、しょうがい当事者メンバー（60人前後）、地域の若者・学生を中心としたスタッフ（40人前後）、公民館職員（担当2～3人）で構成されている。例年4月に春の全体交流会で顔合わせを行ったあと、職員の呼びかけでスタッフミーティングが行われ、それぞれの青年教室や講座に参加するメンバーを確認し、スタッフが中心となって講座の企画・運営を行っている。

年度当初に閉館となり、最初の顔合わせができず、4月に担当職員が SNS（インターネット上で個人同士がつながる場所を提供するサービス）グループを作成、4月26日にオンラインミーティングを開催（スタッフ12人、職員2人参加）して状況の共有と閉館中にできる活動について相談している。4月29日に、メンバーやスタッフに記事を募集して『コーヒーハウス通信』（1号：5月11日、2号：6月11日、3号：6月29日）を発行³⁹。また、「コーヒーハウスラジオ」を5月23日と6月14日に youtube（利用者が投稿した動画を他者が視聴して楽しむサービス）でライブ配信（公民館からリアルタイムでビデオ中継し youtube 上で視聴できるように発信）している。コロナ禍でどのように過ごしているのかや、公民館や青年室・喫茶わいがやの開室状況などを伝えている。公民館開館後の6月21日・25日にスタッフミーティングをオンラインで開催し、対面での交流会は7月19日に地下ホールを使って再開している。

もう一つ活動継続の模索は、外国にルーツのある市民をつなぐ活動である。公民館では毎年7クラス（スターター、入門・2クラス、初級Ⅰ、初級Ⅱ・2クラス、大人のための会話）の日本語講座が毎週・通年で開催されている。講座が開催されないことで、日本語を学ぶ機会だけでなく日常生活の中で地域の人とつながれなくなった外国にルーツのある市民が孤立し、情報が不足していることが心配された。実際に公民館への問合せも複数あった。日本語講座と並行して学習会を開催している市民団体「KUNIFA 日本語サポート」や「KUNIBO（くにたち地域外国人のための防災連絡会）」は、閉館中もオンラインでの日本語学習や、「にほんごサロン」（日本語講座の参加者を中心とした交流事業）をオンラインで開催している。5月20日「“stay home”で困ったこと、良かったこと」、5月30日

³⁹ コーヒーハウス編集委員編、国立市公民館青年室発行『コーヒーハウス』72号2021年3月

「緊急事態宣言解除が出たらしたいと思っていたこと、それはどんな事？ 実現しましたか？」、6月5日、10日「テレビ、ラジオ、新聞などにでてくことばについて」というテーマで交流を続けていた。公民館職員が市民の声を丁寧にひろい、市民や団体をつないだり、使い慣れないオンライン機器操作の支援など、閉館中も担い続けていた。

⑤ 通年事業再開（2020年6月～）

6月2日の公民館再開館後、通年事業である「生活のための日本語講座」は6月16日から、中高生のための学習支援「LABO☆くにスタ」は6月17日から再開。講師を既に依頼していた「シルバー学習室」は2か月遅れで7月1日から開講し、当初5～6月に予定を組んでいた講座を講師と調整して後半へ振り替えた。また、「くにたちブッククラブ」は2か月遅れで7月9日から開講し、5月・6月分は10月・11月に振り替えたため、10・11月は月に2回の開催となった。連続講座など改めて講師と調整しての事業が始動するのは8月中旬以降となり、2020年度は9月～翌3月までに講座が集中した。

また、人との距離をあけるための椅子の配置、換気や消毒のタイミング、オンライン併用講座や機器等のリハーサル実施・トラブル対応、参加者連絡など、新たな業務が増えている。身近に人と接する不安、職員の事務スペースの狭さ、市民によってコロナ対策に対する認識の違いへの対応など手探りで行っていた。それぞれが手一杯の中、とにかく「休まないよう健康に気を付けていた」（職員アンケート：第2章参照）という職員の声が、不安を抱えながらも仕事に追われる心持ちの一端を表している。

⑥ オンライン併用事業開始と不安

公民館でオンライン利用の活動が始まったのは前述のコーヒーハウス事業のスタッフミーティング（4月26日）が最初で、「にほんごサロン」のオンライン交流会（5月20日）と続く。公民館が再開館後の事業再開にあたって、オンライン併用講座が始まった。部屋の人数制限や密の回避、顔を見せずに参加可能、仕事や子育て・介護などで会場に足を運べない人など、新たな参加者増のメリットがある一方、職員の負担増（トラブル対応、スキルの差、講師・参加者対応が増加）は大きかった。また、対面で人と会うことで相互に力づけられる感覚、講師と参加者・参加者同士のつながりづくり、参加者の直接的な反応に対する職員の気づき、学習文化としての対面の重要性など、対面講座をより優先したいという職員の声が多数であった（第2章参照）。また、公民館が専用のオンラインライセンス⁴⁰を得られたのは2020年12月からであり、それまでは講師のライセンスなどを借用することも多かった。

（2）公民館閉館から再開館まで

① 週末臨時休館

⁴⁰ Zoom と呼ばれる Zoom Video Communications 社が提供するネットを通じて遠隔地のユーザー間でコミュニケーションを行うオンラインミーティングツールを利用。45分以上を利用する場合、ライセンス（許可）を購入する必要がある。

2020 年 3 月 30 日の第 14 回新型コロナ対策本部会議で決定したイベント方針 2 と同時に、教育委員会事務局⁴¹が週末（4 月 4 日～5 日、11 日～12 日）の休館を決定（9 頁参照）し、31 日早朝に教育次長より公民館長に指示があり、公民館内は急遽対応に追われている。予約団体への電話連絡、4 月 4 日の会場調整会を 4 月 7 日に変更連絡（結果的に開催されなかった）、5 月分の受付日程変更、閉館の広報（HP・ツイッター⁴²、くにたちメール、館内外の掲示）、市内他施設の情報収集などを同日中に分担して行っている⁴³。まちの振興課所管の集会所、防災センター、福祉館や社会福祉協議会が運営する福祉会館など、他の公共施設はこの日程で週末閉館を実施しておらず、教育委員会の独自判断である。

4 月 4 日～5 日が自治体決定として初めて公民館休館となった。6 日は月曜日で通常の休館日、7 日～8 日は開館している⁴⁴。

② 緊急事態宣言発令による閉館

4 月 7 日、7 都府県に緊急事態宣言が発令され、臨時教育委員会課長会が招集され、公民館長も出席。生涯学習関連施設も休館を検討し、公民館は 4 月 9 日～5 月 6 日まで休館が決定された（9 頁参照）。

施設予約団体への電話連絡、HP やツイッター、郵便（はがき）、掲示等⁴⁵による休館・事業中止連絡を行っている。閉館について、団体利用者は何らかの方法で公民館や知人から閉館情報を得ているが、個人利用者は「行ったら閉館していた」12%、「閉館していたことを知らなかった」16%と合わせて 3 割近くいる（第 2 章参照）。4 月 27 日の第 2 回健康管理対策本部会議で、公共施設休館や事業について 6 月 30 日まで原則閉館・中止（状況を見極めて個々に対応）を決定しており、2 か月近い長い閉館がここで決まった（10 頁参照）。

③ 再開館

東京都が 5 月 26 日に緊急事態宣言解除とともに都ロードマップのステップ 0 からステップ 1 への移行を表明したのに従い、国立市図書館は予約済み図書の受け渡しを同日から再開、公民館も印刷機利用と予約図書の貸出し、1 階トイレの利用を開始した。都が 6 月 1 日からステップ 2 へ移行したのを受け、ロードマップ「集会所等」に該当すると館長は判断し、9 時～17 時まで開館。6 日より通常開館（9 時～22 時）となった。

以降は 2022 年 9 月現在まで 4 回の緊急事態宣言中も閉館や時間短縮をすることなく、通常開館が続いている。

⁴¹ 3 月 30 日午後に教育委員会が開催され、週末の臨時休館について「検討している」と事務局から報告あり。特に質疑や疑義はなく、教育委員会終了後に事務局で実質決定したものと思われる。

⁴² Twitter 社が提供する最大 140 文字以内で投稿するシステム。公民館の「閉館中です」などのつぶやき（ツイート）を見続けたい場合にはフォローする（連携の設定をする）ことで、自分のアカウントのタイムラインと呼ばれる画面にツイートが表示される。

⁴³ 巻末資料 8. 公民館管理運営に関する館長ヒアリングまとめ（96 頁参照）

⁴⁴ 東京都公民館連合会加盟 11 市のうち 3 月いっぱい開館していたのは国立市と日野市だけで多くが 3 月から閉館していた。

⁴⁵ 当時の休館掲示内容は巻末資料 8.（99 頁）と裏表紙参照。

(3) 集会施設としての機能⁴⁶

① 閉館前（2020 年 3 月）

2020 年 2 月 28 日の第 4 回新型コロナ対策本部会議決定を経て、初めて施設利用を一部制限するお願いの呼びかけが公民館で行われた。①図書室の閲覧席とロビーの椅子を少なくし、②短時間（30 分以内）の利用、③サークル活動の延期検討のお願いを館内に掲示している。いずれも人数の制限は行われていない。また、正面と南側の入り口にポンプ式のアアルコール除菌液を設置。洋式トイレ利用後は蓋をしてから排水することを掲示している。

② 再開館後（2020 年 6 月）

6 月 2 日～5 日の 4 日間は 9 時～17 時までの開館、6 日より通常開館となった。2 階受付には透明ビニールの仕切りが設置された。

開館業務にあたっては、全国公民館連合会の「公民館における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を参考にしている。利用にあたっては、①来館の注意（検温、消毒、マスク着用、1 m の間隔）、②会場利用の注意（換気、参加者の把握、保健所依頼があった場合の協力）、③定員（1 m の間隔を確保するため通常時の 50%）について掲示を行っている。

ロビーの利用については、距離の確保と飲食の禁止等が求められ、図書館、体育館、郷土文化館、市民プラザと共通のものとし館長が決定。30 分利用のお願いについては、図書館の閲覧時間を参照している。保育室については、保護者のマスク着用についても掲示している。喫茶「わいがや」は、2020 年 9 月より喫茶実習などでメンバーのみの利用、会議等は再開。一般の喫茶営業を再開したのは 2021 年 11 月からで、カウンターに透明パネルを設置し、椅子数を減らしている⁴⁷。

③ 2 度目以降の緊急事態宣言の対応

第 2 回目の緊急事態宣言（2021 年 1 月 8 日～3 月 21 日）、第 3 回目（同 4 月 25 日～6 月 20 日）、第 4 回目（同 7 月 12 日～9 月 30 日）では、夜間 20 時以降の利用自粛を掲示している⁴⁸。

第 4 回目の緊急事態宣言下ではロビーや図書コーナー、通路から椅子を撤去、各階エレベーター前ホール等の 3 人掛けのソファは真ん中に×印を掲示するなど行った。

2021 年 10 月 26 日には都リバウンド防止期間終了により、定員制限を通常の 25%減ま

⁴⁶ 巻末資料 8. 公民館管理運営に関する館長ヒアリングまとめ（96 頁参照）

⁴⁷ まちの振興課所管のコミュニティ施設は 2020 年 6 月中旬まで閉館し、夜間の利用自粛要請とともに、2021 年 10 月までは、飲食と大声を出すこと（合唱等）の自粛とロビー閉鎖を行っていた。福祉会館は 6 月以降に徐々に貸出しを再開したが、しょうがい者や高齢者など基礎疾患を持つ人も多く利用するという特性上を踏まえ、利用条件の緩和は慎重で、運動や合唱などの活動への貸し出しはしていなかった。2022 年 5 月 22 日に東京都のリバウンド防止期間が終了したのに伴い、現在は収容率 100%、大声を出す・体操等の利用は十分な間隔を確保しての利用依頼、なごみ入浴施設は予約制を継続している。

⁴⁸ 当時の掲示内容は巻末資料 8.（99 頁参照）。

で緩和、同年 12 月 1 日には感染者減少を受けて図書館、体育館、郷土文化館における 100%緩和を考慮し、公民館も同様にしたいと館長から教育次長に伝え、本部会議で報告、同日にロビーや図書室の椅子の間引きも止め、間隔をあけた配置とした。

④ 会場予約と会場調整会

2020 年 3 月開催の会場調整会（以下、「調整会」）⁴⁹（4 月利用分）は、感染症対策のため、重なりのある団体のみ参加するよう公民館から要請し、公民館が事前に重複する団体を確認・連絡して開催された。4 月～5 月は閉館のため 5 月～6 月利用分の調整会は行われなかった。会場受付や講座申込については、閉館中も随時行っていたとのことだが、5 月 20 日に 6 月の利用を予約した団体（公運審委員所属）が電話したのが、2020 年度初めての予約受付とのことだった。6 月利用分の調整会が行われず、6 月 2 日再開館後から 7 日までの利用については随時受付、6 月 9 日～30 日利用分については、9 日 9 時より申込先着順での受付となった。

7 月利用分については、6 月 11 日までに調整会参加申込み、重なりのある団体のみ公民館から連絡し、13 日に調整会への参加を促している。8 月利用分は同様に 7 月 2 日までに申込み、重なりのある団体について公民館から事前に電話連絡し、4 日に調整会が行われた。9 月利用分以降については、『公民館だより』725 号（7 月 5 日号）に詳細が掲載され、「当面の間、3 つの密を避けるため、会場調整会の実施方法を変更します」とあり、重なりのある団体のみが参加する形として正式に案内があり、現在まで続いている。

（4）情報提供に関する取り組み

① 『くにたち公民館だより』

2020 年 3 月から 7 月までの『公民館だより』⁵⁰の紙面の詳細は、表（21 頁）にまとめた通りである。

2020 年 3 月号に初めて 1 頁右下に「新型コロナウイルス感染症対策に伴う講座実施について」の案内で中止・延期の可能性が書かれたものの、3 月～4 月の 10 本の講座案内が掲載された。4 月号は、事業の変更の「可能性」と図書室閲覧席やロビーの使用の一部制限

⁴⁹ 国立市公民館は 8 つの会場と市民交流ロビー（展示等にも利用できるスペース）があり、市内在住・在勤・在学の 3 人以上で構成される自主的な活動をする団体が無料・無差別・先着順で利用できる（個人や指導者が主催するものは不可）。かつては先着順だったため、部屋の予約を取るために早朝から列をつくる事態がおこり、1970 年に団体間で話し合いにより公平に利用できるようにと自主的に公民館利用者連絡会（以下「公利連」）が発足、「公民館会場等使用調整会参加申込書」を団体が提出して公民館利用受付日より前（第 1 土曜日・午前 10～11 時）に自主的に会場調整会を始めた。それぞれの事情や使い方、同じ午後でも前半と後半に分けるなどの工夫をして、なるべく多くの団体が公平に使えるように調整することで、団体間の情報交換や交流の場ともなってきた（調整会に参加しなくても、同日の午後 2 時以降、空室の利用申し込みは公民館で随時受付できる）。長年公利連が主催してきたが、メンバーの減少等でコロナ禍前より単独での開催が難しくなり、現在は公民館と公利連での共同運営となっている。

⁵⁰ 『くにたち公民館だより』は毎月 5 日発行。発行部数 42,870 部（2021 年 3 月現在）。担当職員を中心に講座案内等はそれぞれの事業担当職員が原稿を作成、レイアウト・印刷は外注している。原稿入稿は発行の 1 か月前、初校毎月 10 日前後、二校は 15 日前後、三校（最終校）は、20 日前後である。シルバー人材センターに委託し、全戸に直接配布、web 上で PDF 版を掲載している。

をしているお知らせの一方、新年度事業の案内として連続講座 9 本、単発講座 2 本が例年通り掲載された。5 月号で初めて公民館が「休館中」と「講座中止案内」が冒頭に出るが、5 月～6 月の事業も掲載され、結果的に 3 号続けて中止した事業を掲載したことになった。

6 月号は、1 頁冒頭に「6 月 2 日から公民館を開館しています」とあり、4 頁にわたって「しょうがいしゃ青年教室」40 周年が紹介され、事業案内はなし。「自宅 de 公民館」など講演要旨の案内や調整会のお知らせ、6 月～8 月分の会場申し込み、会場使用の際のお願い（3 つの密を避ける）が掲載され、紙面全体が初めてコロナ仕様となっている。

7 月号は、冒頭に「公民館講座も動き始めました」と案内が載り、講座 15 本の今後の実施計画が掲載されており、5 月末から 6 月までの短期間で職員による再調整の苦労が見えてくる。最終頁には公民館だより編集研究委員会（以下、「編集研」）が閉館中に電話取材した「活動自粛中のサークル活動」が掲載されており、コロナ禍での団体の様子がわかる初めての記事となった。

今後の事業中止の見通しなどについて職員が得られる情報は少なく、紙面づくりの職員体制も不十分だった様子がかがえる。2 月末から 3 月まで全ての事業が中止になった時点で、情報提供事業を中心に据え、事業案内以外の代案を考えられる体制への移行が必要だったのかもしれない。職員間の意見交換や館長と教育委員会の間での協議、他教育機関との情報交換などにも課題が残る。

上記対応が不可能だった第一の要因は、人員不足である（23 頁参照）。当時の公民館は、保育園休園のため育休からの復帰が遅れた主査が 6 月まで不在（1 人減）、4 月から新任職員 1 人を迎え、さらに他課業務応援派遣による職員減や交代制の勤務体制だった。

第二には、編集研会や公運審との連携不足である。市民委員との連携調整や出されたアイディアの実現にもまた職員体制が必要になるが、平時の体制から市民委員との信頼関係がより強ければ、緊急事態においてメール等でも相互がアイディアを出しあえたのかもしれない。「国立市公民館の歴史」「公運審の紹介」「国立の社会教育行政」「職員紹介」など、ともに知恵を出し合える体制や原稿の準備は具体的に今後改善できる。

最後に、『公民館だより』における市民への報告と記録の重要性である。『公民館だより』を読む限り、市民はいつからいつまで閉館していたのか、どの事業が中止や延期となったのか、職員や編集研や公運審がこの間、何をしていたのか・していなかったのか、見えてこない。緊急的な判断に即応できない編集スケジュールの都合など、やむを得ない事情もあるが、7 月号の「公民館講座も動き始めました」の記事の中で今後の講座開始予定が記載された際に、この間の閉館日と開催できなかった事業を報告・掲載しておきたかった。

発行日	コロナ冒頭掲載	巻頭記事	事業・講座案内	施設関連	その他
2020 年 3 月 5 日 721 号 8 頁	「新型コロナウイルス感染症対策に伴う講座実施について」 (講座の中止・延期、受付方法の変更する可能性がある)	講演要旨 (1～4 頁)	・単発参加可能講座 10 (3～4 月開催)	・3 月 7 日会場調整会変更 (電話連絡する) ・4 月 4 日も同様	・ひろば (会員募集 9, 3 月催し案内 8) ・公運審 2 月報告 (次回 3/30) ・サークル訪問 (谷保天満宮獅子舞保存会)
4 月 5 日 722 号 8 頁	「新型コロナウイルス感染症対策として、公民館だより掲載の講座・イベントを中止・延期、または受付方法を変更する可能性があります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。HP 参照を。」	公民館ご利用ください (講座案内、会場、備品、ロビー、図書室案内) (1～2 頁)	・連続講座 8 本 (5 月～) ・単発参加可能講座 2 本 (5～6 月) ・くにたち市民文化祭・緑化ボランティア募集 (3～7 頁)	・「新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、図書閲覧席・市民交流ロビー等の使用を制限しています。」 (2 頁) ・4 月 4 日会場調整会の変更案内 (重複団体のみ連絡)、5 月以降も同様に開催。	・ひろば (会員募集 4, 4 月催し 1) ・サークル訪問 (ボッチャサークル) ・公民館の窓「「立場」を越えた先に」 ※公運審中止案内なし
5 月 5 日 723 号 6 頁	「新型コロナウイルス感染症対策に伴う公民館休館及び講座等の中止について」	新しい発行物のご紹介『くにペディア』『市民文化祭記録集』『ブッククラブ文集』 (1～2 頁)	・連続講座 3 本 (5 月～) ・単発参加可能講座 6 本 (5 月～) ・文化祭準備中 (4 月は延期、6 月に実行委員会) (2～5 頁)	・休館中 ・開館日や時間変更可能性 ・5 月分の会場申し込は、5 月 7 日以降に公民館に問合せ。 ・6 月分の申し込み方法は、決まり次第、掲示と HP で案内	・ひろば (会員募集 2, 5 月催し 1) ・サークル訪問 (くにたち江戸庶民の暮らしを識る会) ※公運審中止案内なし
6 月 5 日 724 号 6 頁	「6 月 2 日から公民館を開館しています」	「しょうがいしゃ青年教室」は 40 周年を迎えました! (1～4 頁)	・「自宅 de 公民館」の案内 (2019,20 年度のくにたちブッククラブ紹介) ・くにたちブッククラブ 6 月実施分延期のお知らせ ・HP の講演要旨の掲載案内	・「会場調整会のお知らせ」6 月～8 月分の会場申し込みについての案内 ・会場使用の際のお願い (3 つの密を避ける)	・公民館の窓「本の楽しみ」 ・ひろば (なし、掲載募集) ・サークル訪問 (北プラ吹矢の会) ※公運審日程予告掲載なし
7 月 5 日 725 号 8 頁		講演要旨 (1～4 頁)	・公民館講座も動き始めました (6 月以降の実施予定) ・連続講座二つ ・単発参加可能講座二つ	・公民館の会場予約のご案内	・2020 年度公民館施設利用状況 ・公運審報告と案内 ・ひろば (会員募集 2, 7 月催し) ・サークル訪問 (活動自粛の中で)

② 『図書室月報』

『図書室月報』は毎月5日発行。発行部数700部、図書室受付や関係機関で配布している。レイアウト編集・印刷は、図書室担当の職員が行っている。コロナ禍においては職員の発案で2020年4月号からHP上でPDF（文字、図形、表等を紙に印刷したときと同じ状態で保存・閲覧可能な電子文書）が掲載されるようになった。

【2020年3月号】館内閲覧一部制限などの協力依頼

冒頭、図書室のつどい参加者やブッククラブ参加者の感想など、例月の記事による構成。ただし、「公民館図書室からのお願い」として、はじめてコロナ関連の利用制限等の案内、「今後、状況に応じさらにご不便をお掛けする可能性」について「ご理解・ご協力をお願い」する記載が載る。

【2020年4月号】ご利用ください・中止の可能性

毎年4月号冒頭に掲載される「図書室をご利用ください」、「くにたちブッククラブ文集ができました」、新着図書、「2020年5月から翌年1月まで開催される「くにたちブッククラブ」の全8回のテーマと講師の案内と例年通り。4月25日開催の「図書室のつどい」の詳細案内の文末に「新型コロナウイルス感染拡大防止のため、状況により中止させていただく可能性がございますので、ご了承ください」と入っている。

【2020年5月号】中止の可能性・図書室のつどい延期、閉館案内なし

冒頭の市民による図書紹介に続き、講座参考図書、新着図書、雑誌紹介、昨年度の図書室利用状況、5月24日の「図書室のつどい」の案内の文末には4月号同様の「中止の可能性」の一文あり。最後の「係から」の中に5月のブッククラブが延期となったことが書かれている。一方、図書室（公民館）が閉館中の記載はない。

【2020年6月号】閉室・開室、講座中止・延期案内、ネット文庫紹介

冒頭記事は市民による図書紹介、公民館図書室の案内、新着図書と続く。3頁下段に「インターネットで読めるおすすめの作品」がある。「本を手にとることが難しい方も多い」との配慮から、著作権がなくなった作品をHP上で掲載している「青空文庫」とそこに掲載されている作品2点を紹介。また、4頁目では「公民館図書室のご利用について」という案内があり、「感染拡大防止のためしばらく休室していたこと、6月2日より開室している旨の利用案内がある。また、最後の「係から」で、5～6月の図書室のつどいは中止になったこと、くにたちブッククラブは延期し、変更後の日程は今後お知らせすることが書いてある。

【2020年7月号】ブッククラブ開催と感染症対策案内

市民による図書紹介、地域資料の案内、新着図書から、地域資料の一部紹介が続き、6月号同様に「インターネットで読めるおすすめの作品紹介」があり、7月9日のくにたちブッククラブの案内が掲載された。「参加される方へ」の案内があり、「・間隔を空けるためホールで実施します。・マスクの着用をお願いします。・発熱37.5℃以上、咳、咽頭痛等の症状がある方はご遠慮ください。・石けん等による手洗いや消毒液による手指の消

毒をお願いします。・過去 2 週間以内に感染拡大の地域や国への訪問歴がある方はご遠慮ください。＊皆様の安全のため、ご協力いただきます。」とある。

③ ホームページ

公民館のホームページ（以下、「HP」）は、国立市のHPのトップ左のバナーの一つに「公民館」がある（同じバナーの並びは「市長の部屋」「国立市議会」「国立市教育委員会」「国立市立小中学校」「くにたち図書館」「公民館」「市民体育館」「市民芸術小ホール」「郷土文化館」「イベントカレンダー」の一つなので、扱いとしては大きく分かりやすい。バナーの「公民館」をクリックすると、講座案内や公民館だより、図書室月報、会場・備品の貸し出しなどがあり、2022 年 7 月現在は「公民館をご利用の皆様へ」（感染拡大防止のための利用上の注意）という項目があり、「【重要】公民館は感染防止対策のうえで開館しています」とあり、「ただし、国や東京都が特に夜間の外出自粛を要請していることから、午後 8 時以降の利用について、中止や延期等もご検討ください。」と掲載され、利用上の注意点などが書かれている（3 密注意、来館にあたっての注意、会場利用にあたっての注意）。2021 年 12 月 1 日より、定員制限を撤廃し従来の定員に戻したことが書かれている。

(5) 職員体制の変化

2020 年 3 月 31 日時点の事業担当職員は、正規職員 6 人（館長 1、主査 1、主任・主事 4（うち社会教育主事 2））、会計年度任用職員 4 人であった。4 月 1 日の人事発令で主査が異動し、育休中の主査が復帰する予定だったが、保育園登園自粛要請が出たため、6 月 10 日まで主査が不在となる。新任正規職員 1 人が入職、4 月 17 日で会計年度任用職員 1 人減となり、閉館中の 4～5 月は正規職員 5 人、会計年度任用職員 3 人の 8 人体制であった。

4 月 12 日から 5 月 6 日（4 月 27 日に 5 月 30 日まで延期）まで職員を 2 班にわけて在宅勤務と交互出勤となり、および 3 人の職員が本庁等へ他課の事務応援に入っていた（4 月 27 日～5 月 1 日保育園、4 月 23 日～5 月 28 日まで駅前プラザ、4 月 28 日～6 月 5 日まで特別給付金事務）。

主査不在のため、館長は交代勤務ができず毎日出勤。会計年度任用職員の図書室担当、休日窓口担当、保育者等は休業保障での対応となり休みとなった。そのため、1 日の勤務者は多いときでも 3～4 人となっていた。

Ⅱ コロナ禍における市民の思いと活動

1. 市民団体・サークル

(1) 団体アンケートから見てきたこと

「コロナ禍が団体活動に及ぼした影響と公民館の役割」として、公民館を中心に活動している団体を対象に2022年2月19日～4月15日にアンケートを実施した。公民館正面玄関及び2階受付に用紙を設置する他、3月の会場調整会で配布、公民館から連絡先を登録している193団体に郵送、約20団体に手渡しで配布した。回答数は用紙が86、オンラインが12の計98だった。アンケート内容と結果の詳細は、巻末資料4. 団体アンケート「コロナ禍が団体活動に及ぼした影響と公民館の役割」まとめ(66頁)を参照。

① 公民館閉館前の活動(2020年2～3月) Q1～Q2

公民館を利用して活動していた団体は約70%と多く、活動を休止した団体は15%で、学校が休校する中でも何らかの形で活動を継続している。「この時期の活動の困難や思い等」への回答では、3月に入り不安な気持ちで活動している団体が多く、東京都の要請を受けて「自粛してほしい」と公民館から連絡が入り中止した団体や、「高齢者の集まりのため命に係わることなので残念でしたが活動を休止した」団体などがあった。

② 公民館閉館中の活動(2020年4～5月) Q3～Q6

「閉館をどう知ったか」については、「HP」21%、「公民館から連絡があった」20%、「公民館に連絡をして聞いた」20%と、公民館からの情報を得た団体は60%であった。

「閉館中の活動」は、「休止した」63件、「公民館以外での場所で活動」19件、「オンラインでの活動」14件で、閉館中は活動を休止した団体が多かったが、工夫して活動した団体も少なくない。

「団体内の連絡方法」は、「メール」71件、「電話・FAX」45件、「SNS・LINE(メッセージや音声のやり取りを行うサービス)」18件、「郵送」13件であった。

閉館については、「コロナという感染症の分からない部分が多く」「当時の感染状況」や「国の方針に従い全ての公共施設が閉じている」「社会全体が自粛する状況」等の意見から「やむを得ない」「仕方がない」の意見が33件と多数あった。「社会参加の機会がなくなった」「閉館は問題だった」「突然の閉館で公共の場が閉じられたことで個々人の中で感染恐怖が強まり活動休止」「いつまで閉館が続くのか」「先の見えない中でどう活動を再開できるのか」等の意見もあり、公民館の閉館で困惑する様子がうかがえた。また、「早めの情報公開」「常態のときに危機管理について議論は必要」等、情報の共有や発信といった社会教育機関の役割に関する意見があった。

③ 公民館再開館後の活動(2020年6月～2021年3月の活動) Q7～Q9

「再開館をどう知ったか」については、「公民館に連絡して聞いた」28%、「HP」28%、「公民館から連絡があった」10%など半数以上の団体が公民館から情報を得ていた。

「この時期（公民館再開館後）の団体活動」は、「公民館を使った」62件、「公民館以外の場所」19件、「活動休止した」17件で、多くの団体は公民館を使って活動をしているが、場所や回数、時間を工夫して活動した団体もあった。

活動の変化や困難、工夫、公民館への思いとして、活動に参加する人数が減ったが、「公民館が元気な活動の場を提供することが大事」で、「公民館が開いたことが一つの指針となり、感染対策を取ればこれまでの楽しみを捨てることなく継続できると判断できた」との意見は、公民館の果たす役割として大切な事だと思われる。「参加者の安全を最優先にした」との意見もあり、各団体代表者が命を守る行動の苦悩や思い、工夫をしての活動が読み取れた。

④ 現在の団体活動の状況（2022年1月現在）Q10～Q12

現在の団体活動の状況は、「コロナ禍前とほぼ同活動」61%、「活動縮小」16%、「オンラインに切り替えた」6%、「休止中」5%、「団体解散」3%といった回答状況であった。

半数以上の団体はコロナ禍前と同じ活動をしているが、参加人数から見ると「変わらない」49%、「減った」40%、「増えた」11%、また公民館利用頻度は「変わらない」70%、「減った」27%、「増えた」3%である。高齢者団体や参加者が減った団体の中で「休止」「解散」した団体もある。

⑤ 公民館の役割、社会教育行政や公民館運営審議会に望むこと・期待などの自由意見 Q13

公民館の役割等に関する自由記述にはさまざまな意見が寄せられた。

「縦割り組織を横断した活動が、公民館の重要な機能。今後も行政だけでなく、市内の学校、活動団体と連携した講座やワークショップを行うことを期待する。」

「『使用できて当然』とは思いますが、市民の交流の『場』を維持するためにも、できるだけ開け続けて欲しいと思います。」

「コロナ禍でも2か月の閉館時以外はいつもオープンしてしてくれた事は心強かったです。」

「公の場であることで安心して利用できる。」「無料で利用でき、講座に参加できることは大変素晴らしいことです。」

以上の意見からは、職員への信頼感、公民館への期待が読み取れる。

「公運審（公民館運営審議会）委員は、市民の声を組織の代表者として自信をもって発言していただきたい。市民は皆さんの力と活動を信頼し支援している。市民と一緒に公民館を育てるものと思う。」「やむを得ず公民館を閉館する場合は、最低条件として公運審の意見を聞くべきである。」など、公運審の役割の重要性を指摘する意見もあった。

⑥ 意見や提案などの自由記述 Q14

公民館は市民にとって大切な場所であり、利用できる事や、公民館職員への感謝の意見が多くある一方、公民館に対してネットの活用、電子化の推進、設備面への要望等の意見も多数あった。閉館が「2か月で済んだのはなぜかを、他市の例と比較して、評価の点か

らまとめておいて欲しい」等の意見から、コロナ禍における 2 か月間の閉館について多方面からの検証が必要なことが読み取れた。

(2) 社会教育学習会に登壇した団体から

2021 年 12 月 18 日に公運審および公民館の共催で社会教育学習会「コロナ禍における学びとつながりー公民館の役割と期待することー」を公民館利用者 6 人と職員 1 人をパネラーにお呼びし、後半は一般参加者の皆さんも含めて討議した（参加者 51 人）。公運審から答申策定に向けての報告を最初に行い、社会教育行政や公民館が、コロナ禍のなかで市民の権利としての学びをどう保障していくことが大切なのか、また、「大人の学び」や「主権者として生きる」とは何かを考える機会をより多くの公民館利用者と探ることを開催趣旨とした。以下、登壇者の発言の一部を紹介するが、詳細は巻末記録を参照されたい。

① コロナ禍での活動の状況とそれに対する思い

1) 「公民館利用者連絡会」⁵¹

2020 年は総会が開催できず、サークルの代表の方々と会えていない間は Zoom や LINE などで連絡を取っていた。2021 年に 1 年ぶりの総会を開催し、「これまで不安だった」「直接話を聞けて良かった」などという声を聞き、実際に人が集まれるということが、大事なことだと感じた。月 1 回の調整会では、全員が集まれず情報を直接伝えることができなかったが、少なくとも『公利連だより』で皆さんに情報を発信し続けたということが、よかったと思っている。

2) 「喫茶わいがや」(15 頁参照)

休業をするにあたって 2 つのジレンマがあった。1 つが、公民館の一部のスペースを独占的に使っている「喫茶わいがや」は、地域に対して社会的責任があるが、結果的には地域に感染を広げないことを優先して休業を判断した。団体の存在意義が問われる苦しい時間だった。

もう 1 つが、しょうがい当事者の方の心の健康、心の居場所づくりのために営業すべきなのか、それとも体の健康を守るために休業すべきなのかということだった。途中からではあるが、ワクチン接種が進んだこともあり、お店を営業せず喫茶実習だけを行うという折衷案を取ることで、二者択一ではなく柔軟な対応ができたのではないかと思う。

3) 「KUNIFA 日本語サポート」(15 頁参照)

公民館閉館時には、マンツーマン中心でやってきた学習支援や個々の相談に応じることができなくなった。急に活動ができなくなった時、外国にルーツのある方たちをサポートしていく方法について悩んだ。学習支援ではオンラインの活用や、公民館事業の「にほんごサロン」で、実際に保健所の方にお話を伺ったり、コロナ禍に関する情報を伝えたりする取り組みを行ってきた。日本語を母語としない方たちは、大事な情報が伝わりづらく、

⁵¹ 注記 49 参照

「情報弱者」になってしまう。慣れ親しんだ公民館に来れば、大切な情報が分かるようにできたら良いと思う。

4)「心遊会」

「心遊会」は公民館のシルバー学習室卒業生の団体なので高齢者が多く、コロナ禍が進むにつれ、少しずつ所属メンバーと会えなくなっていく。特に10のサークルのうち、2年間ずっと活動していないサークルが合唱だった。以前は月1回は集まっていたが、活動が全くできなくなり大きな影響を受けた。月1回でも活動があると、普段、家に籠もっている方が外に出てくる。途中で動けなくなっても仲間が何とか一生懸命動かしてくれる。そうして、お互いに面倒をみながら活動していくと元気になれる。

5)「ライフデザイン2018」⁵²

日頃から、公民館で直接集まって活動する以外に、グループLINE（複数人の小グループに向けたメッセージのやり取りが可能なLINEサービスの一つ）などで、なるべくみんなが「こんなことを話したよ」「こんなことを紹介しました」などと、当日来られなかった人も情報共有できるようにしていたので、閉館ですぐ連絡が取れないということにはなかった。当時のグループLINEを見返すと、学校や幼稚園が休みになり、急に24時間子どもと一緒にしまい大変というやりとりが多い。公民館に来て学ぶ以前に、学ぶための余裕も、時間の余裕も無くなっていた。何とか毎日、子どもと一緒に生活を乗り切るために、お互いの工夫をグループLINE上で共有していた。このグループの活動が支えになって、コロナ禍を乗り切ることができた。

6) 中高生のための学習支援「LABO☆くにスタ」

学習後に中学生たちと一緒に食べていた食事の時間が無くなった。これによってコミュニケーションの機会が減ってしまい、居場所としてというよりは、学習としての場という雰囲気が強くなっていった。公民館の閉館時には、この事業も中止になったが、私としては居場所としての場は閉じて欲しくなかった。学校も休校になり、子ども達はどこにも行く場所がなくなってしまった。一人でいるといろいろな不安や悩み、ストレスが溜まってしまっており、この事業は閉館時でも開き続けて欲しかった。

7) 公民館職員

閉館時、職員としては市民のつながりをどうつくるのか、講座をどうすすめるのか当時は悩んだ。一個人としての不安や未知の災害とどう向き合ってよいのか揺れ動いていた。公民館では、例えば、講座が終わった後の何気ない会話から始まる人と人のつながりの「余白の時間」が大切だと思う。それは学習権にもつながる話だと捉えている。また、コロナ禍前からの平時の関係が禍・災害時には特に大切だ。普段からの顔が見える関係、信頼関係をつくる必要があると考える。

② コロナ禍における公民館の課題や今後期待される役割に関する発言

⁵² 公民館で毎年開催されている「女性のライフデザイン学」の2018年度受講メンバーが中心に集まったグループ。

「知らないと怖い。想定されることは、まずは知る、知識を深めることが大切」（登壇者）。コロナウイルスについて初期のころに感じた感染への不安を知ることや学ぶことで、乗り越える準備が大切だという発言には多くの共感が寄せられた。また、「次世代で活動を支えてくれる人たちのために運営ミーティングの議事録や資料等をデータとしてファイルにまとめていきたい」（登壇者）という発言もあった。想定されることや次世代のことを考えて前もって準備をしていくことは、未来の自分や他者のための学びになる。当日アンケートの回答には「公民館活動は自分の学びだけでなく、まちとしての財産だと思う」とあり、決して、個人の学びだけに終わらず、社会につながる学びとなっている。

さらに、「人と意見を交換しながら、自分の考えが変わっていく、書かれたものなども読んだり、情報を得たりして自分も変わっていく、そのようなことが学びなのでは」（登壇者）の発言に、フロアから『まなび』は、自分も変わって社会も変えていくプロセス、自分がいろいろな人と関わりながら、自分も変わる、その地域も変えていく」と続いた。「学ぶことで変わることは、学びを通して新たな気づきが自己の成長のきっかけになり、世界を広げていく。

公民館の本質とその思いについては、「集まって話すことで、自分の不安のありどころを知り、他者の悩みもわかり、共有し、落ち着いて希望をもって危機を乗り越えていけると思う」「安心して今起きている状況を知り、どう行動していくかを選択できる。そういう場が公民館であり、社会教育であり、学ぶ権利であり、生きる権利であり、平和を守り、人権に基づく地域づくりにつながる」（アンケート）。「人と人のつながりを考える時、必ずしもよいことばかりではない。お互い意見が違ふことがあれば、話し合う、折り合いをつけることが、自分や他者を知ることにもつながり、そのことが学びのひとつになる。『学びとつながりは地続き』だと思う。それが常に起こる公民館という場が大事であり、守っていききたい、つながりを続けていききたいと思う」（職員）。

また、アンケートには、「2年間大学に行けず孤独である」という記述があった。コロナ禍による大学等の休校、その後のリモート（物理的に距離を取り、通信回線によるネットワークで接続された状態）を中心とする授業への切り替わりにより通学する機会がほとんどなかった大学生たちがいる。自主・自由な生活の環境下になりやすい大学生がコロナ禍で閉ざされた関係、生活により孤独を感じていることが伝わってくる。

高齢者団体の登壇者からは「私たちは今後の生活、活動の中で、いかに孤独を感じさせないかということに主眼を置いた行動をすることが大事。一人ひとりに寄り添っていく、一人ひとりに焦点を当てていく、サーチライトを当てていく、取り残さないという活動をしていくことが大事だと。大勢の中にいても、孤独を感じる人はいるわけですから、そのようなことをどうやって解消していくかの活動を私たちはこれから考えていく。これがやっぱり大事」と語った。

社会教育学習会自体がつながりの場となったという声としては「たくさんのグループ、いろんな世代の方がいて、こうやって一つの場でいろんなことを発信してくださったこと

で、この場だけですごく、たくさんの情報を知ることができた。横つながりのよいきっかけであった」（登壇者）、「登壇者の話から人と人のつながりの大切さを感じた」「公民館の居場所の機能を知った」（アンケート）などがあった。

公民館における学びやつながりを考えた時、私たちは当たり前の生活がなくなる不安や焦りを感じながらも、多くの人が試行錯誤を重ね、学び、集うために何ができるのかを考え、活動を続けてきた。今後は、分断された関係をつなぎ直すような取り組みや、命、人権、平和、民主主義等について学ぶ機会が公民館をはじめとする社会教育現場ではさらに重要な意味を持つと考える。コロナ禍では「誰も取り残さない」「学びを止めない」という言葉を度々耳にした。人のつながりや学びをつくる公民館の役割はその言葉からもますます重要となる。アンケートには「登壇者の話は説得力があり、とても深く考えさせられた。コロナ禍をきっかけに新しい公民館の姿が見えてきた」とあった。

（3）第 33 期公民館運営審議会委員の所属団体

公運審委員は、学校関係者 1 人、家庭教育関係者 1 人、学識経験者 2 人、社会教育関係者 11 人の計 15 人で構成されている。社会教育関係者は、多様な声を反映するため対象別（高齢者・しょうがいしゃ・青年）、分野別（図書室事業・利用団体・子ども支援・学習団体・文化・国際交流・福祉・産業商工）から選ばれており、何らかの活動で公民館利用者である。今回の答申作成にあたって、それぞれの委員がどのように公民館閉館時を過ごしたのか、また各自の活動や関わっている公民館事業について報告しあった⁵³。

報告の中でまず見えてきたことは、公民館事業と並走・相互が自律しながらも共に活動することで、より多くの学習活動を展開していることである。毎年開催されている主催事業の「くにたちブッククラブ（講座年 8 回）」の参加者で「文学講座連絡会」が結成され、自主企画として文学散歩の実施、年間のブッククラブの振り返りと次年度の作品選定、文集づくりの執筆や文集作業を行っている（コロナ禍での影響は 2019 年度末に予定していた文集の製本作業を職員が行ったこと、2020 年度の 5 月～6 月分が 10 月～11 月に延期となったことなどの報告があった）。しょうがいしゃ青年学級はコーヒーハウス事業の一つとして「しょうがいこえてともに自立する会」とともに活動している（15 頁参照）。公民館主催の「生活のための日本語講座」の終了後、「KUNIFA 日本語サポート」（15 頁参照）が 1 時間ほど会話などの練習をマンツーマンで行っている。さらに土曜日は平日に日本語講座に来られない人のために「土曜日本語の会」を開催、市民文化祭では「日本語学習者による日本語スピーチの会」を主催している（土曜日本語の会は 2 月末に休止、閉館中はオンラインで学習会やミーティングを継続、7 月からは公民館講座再開とともに対面での活動を始動。ボランティアが半減した）。年間を通して毎週水曜日に開催しているシルバ

⁵³ 第 9～11 回定例会（2021 年 7 月 13 日、8 月 10 日、9 月 14 日）で報告。巻末資料 9. 答申検討会議経過(1)定例会（100 頁参照）

一学習会は、卒業生組織として「心遊会」があり、10 以上のサークル活動が継続している。当初は外に出るのを怖がった人も、団体活動は高齢者の生きがいになっており、共に何かをすることがフレイル予防になっており、集まることに意味があり人数を減らしたり時間を分けながら活動継続しているとの報告があった。活動することについては賛否両論があり、家族から苦情を言われること、代表者の責任を問われることもあり負担が大きいこと、民間会場は利用費が高く運営に支障が出ること、合唱や音楽活動については制限が大きいことなどの報告もあった。

市民組織独自の活動の経過についても具体的報告があった。高齢者の地域の居場所として活動している「ひらや照らす」に関わっている委員からは、「ひらや照らす」が2月～5月に閉所したが開所を望む声が多く、5月に高齢者支援課との話し合いを重ね6月から開所したこと、国立市内で活動している38団体にコロナ禍における活動変容や工夫を調査したことが報告された。コロナ禍で居場所の重要性が増し、より弱者への居場所や情報提供の必要性が見えてきたことが語られた。子ども食堂を運営する委員からは、食事提供は2月末に中止、3月には食事は提供しないが集まる場として開催、緊急事態宣言中は子育て中の保護者が孤立しないようにLINEで通信を発行して「何かあったらご相談ください!」と社会福祉協議会と連携して呼び掛けたこと、5月25日には児童青少年課から「子どもの食応援事業」への協力依頼があり、6月末からお弁当形式の食堂を再開したことの報告があった。

その他、国立市内小中学校の3月の臨時休校から通常登校開始までの流れと地域住民との連携、編集研(34頁参照)、公利連(26頁参照)、第32期公運審(36頁参照)、LABOくに☆スタ(27頁参照)など公民館に多様な形で関わっており、当時の活動状況とその時々思いについて報告があった。

それぞれの委員が当時の活動を共有しあいながら「公民館ができたこと」や「大切なこと」について意見交換をすることで、今回の答申策定の大枠が見えてきた。公運審委員が市民の代表として、公民館活動を中心に多様な団体・サークルに関わる市民で構成されていることに大きな意味があることが一層明らかになった。

2. 市民・個人

(1) 個人アンケートから見てきたこと

「コロナ禍が市民に及ぼした影響と公民館の役割」として利用者を対象にアンケートを実施した。期間は団体と同じく2022年2月19日～4月15日、正面玄関及び2階受付に用紙設置の他、講座参加者への配布、『公民館だより』2022年3月号にQRコードを掲載。回答数は用紙が130、オンラインが31の計161。アンケート結果の詳細は巻末資料5. 市民アンケート「コロナ禍が市民に及ぼした影響と公民館の役割」まとめ(79頁)を参照さ

りたい。

① コロナ禍前の公民館利用について（2020年2月以前）Q1～Q2

利用については「団体に所属し集会施設を利用」100件、「公民館主催の講座参加」91件と多い。一方「ロビーなどの展示を見る」「新聞・雑誌・図書を読む」「図書資料などを借りる」「喫茶わいがやを利用」「なんとなくふらっと入る」も併せて234件あり、1人でも入りやすく、利用しやすい公民館であることがうかがえる。

「公民館はあなたにとってどんな場所でしたか？」の質問では団体活動をしている人には「仲間とのつながれる場所として公民館を大切にしていること」、一人で利用している人には、「ゆっくりくつろげる場所」、共通して「知識を得る場所」「知的好奇心をくすぐられる所」と、講座に参加したり、本を借りたりすることで学びを得る場所になっていることが分かる。

② 公民館閉館中について（2020年4～5月）Q3～Q4

「閉館をどう知ったか」については「知人から聞いた」40件、「行ったら閉館していた」18件、「知らなかった」28件であった。一方「HP」22件、「公民館から連絡があった」17件（合わせて25%）と、団体の58%が「公民館から情報を得た」のに対し、公民館からの広報は個人には届きづらかったようだ。

閉館については「コロナ対策もよく分からなかった状況では仕方がない」というような意見が50件、「感染者を出さないためにも当然」という意見が17件、「閉館してほしくなかった」「公的施設こそ市民に開かれるべきと強く思った」という意見が19件、「仕方がない」としながらも「孤立感」「閉塞感」を感じた人が少なくなかったようだ。「事前の周知が不足していた」という情報不足を指摘する意見、「本を借りたり、ポスターを貼ったり、印刷したりは行えるようにしてほしいかった」という意見もあり、閉館の告知なども含めてコミュニケーションの仕方、公民館からの情報発信に工夫が必要だったと思われる。

③ 公民館再開館後の利用について（2020年6月～現在）Q5～Q7

「再開館をどう知ったか」については、「知人から聞いた」39件、「利用していないので知らなかった」19件、「『公民館だより』で知った」18件、「公民館から連絡があった」15件、「行ったら開館していた」13件、「HP」16件、「公民館に連絡して聞いた」15件で、閉館時に比べれば自ら情報を取りに行った人が多かった。また、公民館側の広報も届いていた可能性もある。

「（再開館後の）利用について（複数回答可）」は、「団体に所属し集会施設を利用」が最も多く88件、「公民館主催の講座参加（対面）」73件だった。また「ロビーなどの展示を見る」55件、「新聞・雑誌・図書を読む」47件、「図書資料などを借りる」43件、そして「団体主催の催しなどに参加」39件と続いている。

「再開館後の利用の変化や思うことなど」については、「座席が減ったので、来られる方も減ったようだ」「『わいがや』の客は少なくなったと感じる」「いまだコロナ禍なので、その影響とも思うが、活気がない。職員にも、出入りする市民の表情にも。」「講座への参

加が大幅に減り、新たな人との出会いも減った。」など残念に感じている意見が出された。一方で、「利用について、閉館前と比較して特段の変化はない。」という意見も少数であるが見られた。

感染症対策については、「検温・手指消毒・マスクなどの対策により、特に心配なく利用できている。」「少し規制が厳しかったと思う。もっと自主的な予防対策に委ねてもよかったのではないか。」という意見がある一方で、「パーティションの設置、アルコール消毒などもう少し設置を増やすなど、目に見える安心感を公民館もできるだけ心がけてもらいたい。」という意見もあった。また、「地下ロビーの椅子・テーブルが減って、憩いの雰囲気はなくなった感あり。」「わいがやはスタッフ不足で不定期の運営だが、コーヒーやトーストなど美味しいし安いので、なるべく開けてほしい。」などがあげられた。「オンラインで講座参加できることもあり、以前と比べ、利便性はむしろ良くなった。」「参加者の幅が広がって、いいと思います。」との意見もあった。

④ 『公民館だより』について Q8

「(以前から) 毎号全部読んでいる」(40%)、「(以前から) 毎号ざっと読んでいる」(35%)、「(以前から) ときどき読んでいる」(14%) となっており、この3つで 89% を占める。公民館利用者(特にアンケート回答者)は、『公民館だより』をよく読んでいることがわかる。

⑤ コロナ禍での不安や公民館に望むこと・期待など Q9

「お手洗いに少々不便を感じている。」「ロビーに以前のように椅子・テーブルを置いてほしい。」「合唱練習で音楽室を利用させていただいていましたが、コロナ禍で狭くなり、もっと広い会場があるとうれしいです。」など、建物の施設や備品に対する要望も見られた。その一方で「家以外の気楽に出かける場所になってほしい。」「コロナ禍であっても、仲間と集い、学び、楽しむ空間があり、また講座で学べる機会は大変重要なので、公民館の存在は市民にとって、とても大きいと感じている。」など、期待やありがたさを感じている意見が多く見られた。さらに「市民の交流、社会参加の場として、継続してほしい。」「これまでの職員の皆さんの努力にエールを送りつつ、より一層市民の学びを支える専門的な仕事を追求していただきたい。」「公民館がなかったら、とても情報の共有、批判や疑問の発信に苦労したと思います。」など、市民から愛され期待されていること、なくてはならない存在であることが感じられた。「危機の時こそ扉を閉ざさず、積極的に市民の窓口となり、社会と人をつないでほしい。もっと市民の側に立った働きかけができるはず。それを追求してほしい。」など叱咤激励の意見も寄せられた。

⑥ 意見や提案などの自由記述 Q10

「開館していただけることが公民館にできること。利用者・住民に果たす役割の一つだと思います。開け続けることを期待します。」と公民館の開館を願う声が多く、次の感染拡大時に向けて、「ワクチン接種も広まった現在、再び感染が拡大しても閉館しない対策、備えをしておいてほしいです。2020年6月以降閉館することなく、市民が講座やサークル

に参加できているのは素晴らしいことだと思うので、今後も市民への情報発信、市民同士の情報交換、学びの中核であってほしいです。」との期待が寄せられた。

また、「これからも魅力的講座や市民交流をうながすイベント等をやってもらいたい。」
「今、夜の講座に通っている。全てでなくかまわないが託児付きの講座があると、さらに勉強していくことができるのになぁと思っている。」などの要望、「講座の充実に加えて、オンライン申し込みやアーカイブ配信など、新しい取り組みにも挑戦して欲しい。もともとクオリティの高い取り組みをしてきた実績を活かした試みに期待したい。もちろんそのための予算確保などは、市民が要望するなどして実現しなくてはならないと考える。」「以前居住していた地域に比べ、読みたいと思う新刊が置いてある事を高く評価している。」など公民館への期待とともに、市民としての役割を意識している意見が寄せられた。

「利用するしないにかかわらず公的な場所が開いているという、ただそれだけで社会が機能しているという安心感があったことに気づいた」という意見は、公民館の果たす役割の大事な一つを示唆していると思うが、その基盤には公民館の存在を身近に感じているという事実がなければならないであろう。公民館の建物の構造を考えると、富士見通りから見える新聞などを読む人の姿、受付が2階にあることで気兼ねなく入れることなど、開かれた公民館の姿を建設当時から目指している。また市民も気軽に集える、利用できる施設として認識し、1人でも立ち寄り情報収集をし、講座に参加するなど利用の幅を広げることがアンケートから読み取れる。コロナで孤立感、閉塞感をもたらした閉館期間を経験して、改めて利用者が日常の中に公民館が「開いている」安心感を実感し、孤立しない相互学習の場としての期待を寄せていることが、アンケートから明らかになった。

(2) 職員個人アンケートから見えてきたこと

アンケートは正規職員及び図書室担当や休日窓口担当及び保育担当などの会計年度任用職員にも配布した。2022年1月26日から3月6日までの間に23人の配布対象職員の内、19人から無記名で回答を得た。

8つの質問項目について、それぞれ職員の方から回答をいただいた。質問項目が異なっても繰り返し回答されている事項もあるため、質問項目ごとではなく全体として重要な事項や特徴的な事柄について記した。回答全文は巻末資料 7. 職員アンケート「コロナ禍の公民館勤務に関する職員意識アンケート」まとめ(93頁)を参照されたい。

① 新型コロナウイルスへの対処に対する不安

職員だけではなく市民全体の不安でもあるが、特に流行の初期は、新型コロナウイルスに対する信頼できる科学的な知見が少ない中、適切な対処方法がわからず、苦悩する姿がうかがえる。

② 公民館利用者における感染症に対する意識の相違への対応

公民館利用者においても、感染に対してそれほど心配していない利用者と心配している利用者のどちらもいる。そのため、休館は困るとの意見と閉館している方が感染防止の観

点からは助かるとの相反する意見があった。公民館を利用しなくなった市民もいたり、会場予約のキャンセルが増えたりもしたとのこと。そのような中で、直接市民と接する公民館職員の葛藤がうかがえる。

③ 講座等への職員の対応

講座参加者に対する感染への不安と開館・講座開催を続けることの意義との間の葛藤がうかがえる。特に、コロナ禍では高齢者やしょうがいしゃや子どもなど社会的に弱者と言われる人はより厳しい状況に置かれることを目のあたりにし、公民館の必要性を強く感じるとの意見があった。

④ 職場環境への不安

職員が安心して勤務できることが市民とつながり続けられることになるとの観点からも職場環境が狭く密であることの不安が吐露されていた。職員休憩室の狭さなどは施設の構造的な問題ではあるが、空き室の活用など工夫できないか検討の余地がある。

⑤ オンライン併用講座に対する加重負担

コロナ禍において新たにオンライン併用講座を始めたが、職員に過大な負担を強いているとの意見が多くあった。オンライン併用講座は職員 2～3 人体制となるため土曜日や日曜日の出勤も増えているという。講座の全体数を減らしてオンライン併用講座を増やすのか、あるいは講座数を減らさずに新たな施策であるオンライン併用講座に伴う人員の確保を要求するのかなど公民館利用者も含めて検討すべき課題である。

⑥ 図書室の夜間開館の課題

緊急事態宣言などでは夜間の公民館利用者が少なくなるため、図書室勤務者は大きな不安を感じている様子が窺え、夜間開館の必要性に疑問が呈された。夜間開館は従事する職員や利用者の安全性が担保されてこそであり、そのための体制づくりが求められている。

3. 第 17 期 公民館だより編集研究委員会

編集研は公運審委員 3 人、市民 5 人、職員 2 人で構成される 1 期 2 年の委員会である。月 1 回、前月と当月の『公民館だより』について意見交換する。また、交代で市民の自主サークルの活動を訪問し「サークル訪問」の紹介記事を書く。

本答申を策定するにあたり公民館が閉館となった 2020 年 4～5 月を中心とする感染拡大時の編集研の活動について、当時の編集研の市民委員 6 人にヒアリングを行った⁵⁴。

(1) 会議継続の方法と意思決定の過程

感染拡大が顕著になり始めた 2020 年 3 月 4 日の会議開催については、まず公民館の担当職員と編集研委員長が電話で話し合い、その後、開催有無について全委員でのメールのや

⁵⁴ 2022 年 3 月 12 日、公運審・記録班委員 2 人が対面で実施。巻末資料 9. 答申検討会議経過(2)班会議 (101 頁参照)

り取りの結果、「メールでの意見交換」という形になった。対面の会議と同じとはいかないまでも、2、3月号の公民館だよりの内容、「サークル訪問」の原稿について活発な意見交換をすることができた。サークル訪問原稿の推敲については、各委員から出された意見を委員長が集約し、修正した原稿に赤字を入れ、さらに委員全員に送り了承を得て担当職員にメールで送っての確認となった。

公民館が閉館となった4月、5月の編集研についても3月と同様の形でメールでの意見交換を行った。委員長はヒアリングで「対面でできないのならば、それに準じる最善の形で行おうと思い、いつもと同じことをメールで行った。会議を中止にするという発想は初めからなかった」とのことだった。

6月からは以前より広い部屋でマスクをつけての対面での会議が再開された。全員が同時に話し合える対面会議の良さを実感したとのことだった。

(2)「サークル訪問」記事継続への努力と内容の工夫

サークル訪問の取材は通常、発行の2か月前までには行い、原稿執筆、取材先への確認、編集研での意見交換を行い、約1か月前に入稿している。4、5月掲載分はそれぞれ2月末、3月末までに取材は終わっており、4月号掲載記事については3月のメール会議で最終確認、5月号掲載記事は4月のメール会議で確認を行った。

6月号に掲載のために取材をする4月は活動を自粛するサークルが多い中、何とか取材先を見つけて閉館前日の4月8日の活動時に取材し、記事を書くことができた。7月号掲載分を取材する5月は公民館閉館中で活動を継続しているサークルも分からず、委員で相談した結果、活動自粛に悩むサークル数団体の会員たちの声を電話で取材し、集めて「活動自粛の中」という記事にまとめることができた。記事の中で「サークル活動は不要不急のものなのか？」といった市民の学習権についての主張も投げかけた。この7月号サークル訪問の記事については委員としても有意義と感じ、「もっと早い時期に掲載できればよかった」とのことだった。

8月号以降のサークル訪問記事については、6月から公民館が開館したこともあり従来通りの取材を行っている。

(3)『公民館だより』に対する編集研委員からの意見

メール会議において、『『自宅 de 公民館』は過去の講座の映像も見られるようにするなどもう一段の工夫をしてほしかった』『コロナに関する人権や暮らしに関する問題についてもっと発信してほしい』などの意見が出され、6月5日に再開された対面の会議で担当職員に伝えた。

ボランティア参加である編集研は自由度が高く、閉館中もメールでの意見交換がなされて活動が維持できた。メールでもかなり自由に活発に行うことができたと感じている委員もいるが、対面のように話せないもどかしさを感じていた委員もいた。

コロナ禍でサークル訪問の取材ができないというピンチをチャンスに変えて活動自粛に悩む市民の声を集めて掲載し、市民の学習権についてまで主張することができたのは非常に意義深いことである。

4. 第 32 期 公民館運営審議会

公運審は、公民館の民主的な運営を図るために国立市公民館条例に基づき 15 人の市民や学識経験者、学校関係者などで構成される組織である。国立市の公務員特別職として 11 月から翌々年 10 月までの 2 年間の任期中、月 1 回定例会を開き館長諮問に答えるなど、市政とは独立した立場から公民館の運営に関する調査、研究を行っている。コロナ禍は第 32 期公運審（任期：2018 年 11 月～2020 年 10 月）の 2 年目に始まり、2020 年 3 月、4 月、5 月の 3 回の定例会が中止となり、6 月に再開された。

（1）閉館前の 3 月公運審中止

2020 年 3 月の定例会は、通常の第 2 火曜日ではなく 3 月 30 日に予定されていた。これは国立市公民館庶務規則第 3 条⁵⁵に基づき、新たな公民館長の任命が行われる際に教育長が公運審の意見を聞く機会を設けるため、例年公運審が自発的に日程を変更していたことによる。3 月（第 17 回）定例会の中止については、都知事から夜間の外出を控えるようにとの要請があったことを理由として中止する旨、委員長からの依頼内容を伝えるという形で公民館長からメール・電話等の手段で各委員に通知された。

（2）閉館中の委員の動き

第 32 期公運審では、国立市オンブズマンの見解⁵⁶に従いメールでの議論はしないことの申し合わせがあった。対面での公運審は中止され、オンブズマンの見解に従いメールによる委員間での直接的な議論は控えていたが、議事進行役である正副委員長と意見を述べる委員との間では、意見集約のメールのやりとりが行われた。

4 月 10 日「委員長及び副委員長より第 18 回定例会中止のお知らせ及びこれまで議論してきた論点について各自意見をまとめておくようお願い」、5 月 8 日「委員長及び副委員長より第 19 回定例会中止の連絡と会議の代替案を各委員が考えておくよう『非常事態宣言による閉館状況で公民館に期待する働きと発信など』書面で提案」とのメールが発信され、各委員はこれに返信した。

この返信の中で、各委員は「オンライン環境整備」、「公民館の動きを克明に記録に残すこと」、「『公民館だより』へのコロナ禍で頑張る市民の様子掲載」、「『自宅 de 公民館』な

⁵⁵ 国立市公民館庶務規則第 3 条「公民館長は、公民館運営審議会の意見を聴いて教育長の推せんにより教育委員会が任命する。」

⁵⁶ 国立市総合オンブズマン平成 29 年度年次報告書 37 ページ

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/75/H29nennjihoukokusyo.pdf>

ど Web サイトの充実」、「公民館を利用していた外国人への支援」、「適時的確な広報」、「再開館に向けた課題整理」、「閉館中の公民館の継続業務の判断基準」など様々な意見、疑問を提示した。

(3) 再開館後の公運審の動き

再開館に伴い、6月9日の第20回定例会から公運審は再開され、第32期公運審では、公民館が約2か月閉館したことについて、今後同様の状況が生じた場合に公民館ができることについて協議し、さまざまな意見が出された⁵⁷ものの、公運審としての具体的な調査、研究は、第33期公運審に委ねられた。協議の中では、中止された多数の講座の予算の使い道や、講座中止に伴う講師謝礼の補償といった、長期閉館という事態が生じて初めて顕になった課題に対する意見も多く出された。

第33期公運審では、本答申作成の過程でコロナ禍における市民、特に公民館利用者の実態を調査し記録に残す作業を進めた。また、2022年5月に第33期公運審におけるウェブ会議内規を策定し、委員の公運審へのリモート参加の道を開いている⁵⁸。

(4) コロナ禍の意思決定プロセスへの公運審の関わり

① 公運審正副委員長

閉館を挟むこの間の経緯について、第32期正副委員長に対するヒアリングを行った⁵⁹。

公運審定例会中止の判断経緯については、「すでに多くの施設が閉鎖されつつあるなか、館長異動が想定されていたため正副委員長は3月30日の公運審を夜間30分だけでも開催することを検討していた。後日、館長の異動がないことが分かった段階で重要な審議事項がなくなり、また電車で来館する委員もあり、未知のウイルスの脅威とその対策が十分に認識されていない段階で不安要素が大きく、正副委員長は開催中止を決意した。館長の意向は開催に中立的であった」「あの時、夜間30分だけでも開催し、委員とその後の対応に対する一致した見解の共有ができていれば、4月、5月の公運審をどうするかより良い対応ができたかもしれない。しかし、この思いは現在だからいえることであり、当時先の見通しが持てたかどうか疑問はある」と述べている。

編集研（34頁参照）のような対面以外の方法での審議の可能性については、「4月に正副委員長と事務局とのオンラインによる打合せ実施を提案したが、公民館側の体制が整わないとのことで断られた。意見聴取などにおけるメールの利用は、非常事態の中でなんとか公運審を機能させようとしたものであり、通常時にメールで審議することを避けるというものと同列にあるとは考えていない。とはいえ、メールアドレスのない委員がいたことも

⁵⁷ 公民館だより 第730号（2020年12月5日）「第32期 公民館運営審議会活動のまとめ」
<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/66/2.12.5.pdf>

⁵⁸ 「第33期国立市公民館運営審議会へのオンライン参加・内規」2022年5月10日策定。

⁵⁹ 2022年4月1日、公運審・記録班委員2人がオンラインにて実施。7～8月には本答申執筆内容についてメールでやりとりを行った。巻末資料9. 答申検討会議経過(2)班会議（101頁参照）

あり、定例会に代えてメールで審議を進めるという考えはなかった」と述べている。

また、閉館や再開館の意思決定に関しては、「公民館から意見聴取等を受けることはなかった」と述べている。

② 公民館の業務継続計画と公運審

国立市では、2016年12月13日開催の庁議⁶⁰において健康増進課から「国立市新型インフルエンザ等対策業務継続計画(素案)」が示され、具体的な措置として「業務継続計画(素案)」に盛り込まれた業務等について、各担当部課において内容を確認のうえ、新型インフルエンザ等が発生した場合に継続・縮小・休止する業務をあらかじめ選定し、取りまとめた業務継続計画(案)を庁議で確認し、決裁により計画決定することとされ、2020年5月22日付で、COVID-19の感染拡大に伴い改めて見直しを行った「国立市新型インフルエンザ等対策行動計画・業務継続計画」⁶¹が公表された。2020年4月に作成された業務継続計画には「公民館」の9つの事業について記載されており、「公民館運営審議会運営事業」については「休止する業務(D)」区分という扱いになっている。このD区分の判定基準は「①多数の人が集まる業務／人が集まる機会や対面する機会を減らすことで感染を防止するため、休止することが望ましい業務／(例)文化・スポーツ等施設の運営、イベント等の開催」「②その他、緊急性を要しない業務／実施時期を延期できるような業務や、休止しても市民の生命、健康及び生活に影響が少ない業務／(例)各種計画の策定業務、各種調査事務等」とされている。

2020年4月14日委員宛のメールで、館長は「なお、公民館は現在休館中ですが、BCP(事業継続計画)に則り、2交代制で、電話対応や維持管理、公民館だより作成、事業企画等に従事しています」と書いている。

2020年5月8日委員宛のメールに添付された「国立市公民館が休館に至った経緯および、現在の公民館の取り組み等」と題された文書の中では、館長は「現在、職員は事業継続計画に則り、館長を除いた8名のうち3～4名が他課応援(10万円特別給付金、保育園、駅前市民プラザ、市役所感染症コールセンター)のほか、日ごとの出勤・在宅の2交代制により、3名前後が出勤し電話対応や施設維持管理、公民館だより・図書室月報の作成、事業企画等に従事しています」と書いている。

C区分(縮小)の「広報発行事業」である『公民館だより』と『図書室月報』の発行が閉館中も継続され、編集研の開催もメールベースで継続された事実には照らせば、公民館は閉館中、客観的にはこの業務継続計画に基づき運営されていたと判断される。よって仮に正副委員長が閉館中の公運審定例会の開催を決意しても、「公民館運営審議会運営事業」がD区分であることで実際には開催できなかったと考えられる。

学習権の保障という文脈でこれまでのコロナ禍を概観すれば、種々雑多な真偽不明の情

⁶⁰ 国立市 庁議付議事案 審議要旨(記録)(平成28年12月13日開催)

https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/6/giziyoushi_2016.12.13-2.pdf

⁶¹ 国立市新型インフルエンザ等対策行動計画・業務継続計画

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/kenko/health4/health5/1590115039135.html>

報に振り回される市民の姿や、伴う社会環境の急変が若年層の自殺率や高齢者のフレイルの増加など、コロナ禍は感染症状による被害だけでは語れない災いであり、このような災禍において個々人の生きる力や市民の共助の力を保つには、社会教育の機能維持は欠かせない。このような時にこそ、多くの市民委員により構成される公運審は、意思決定プロセスに関わり、力を発揮すべき組織であり、その側面を見ずに単に「文化・スポーツ等施設の運営、イベント等の開催」を審議する組織であると見做され D 区分に判定されたのであれば、それは誤謬であり早急に是正されるべきであったといえる。

2022 年 2 月、コロナ禍の 2 年の経験を踏まえ、教育委員会が「公民館運営審議会運営事業」を C 区分に変更したことは一歩前進と評価できる。ただし、最初の判定、C 区分への変更いづれも公運審関わった記録はなく、公運審への適時の報告も行われなかったことは、公民館の民主的運営を考えたときに疑問が残る。また、公運審の運営規則や情報公開の原則を踏まえつつ、感染拡大時に「縮小」して実施される公運審の具体的な姿についても、これからの議論を待たなければならない。

Ⅲ 市民が学び、つながり続けるための公民館運営・事業のあり方

第1章「新型コロナウイルス政策と国立市行政・国立市公民館」、第2章「コロナ禍における市民の思いと活動」において、2020年のコロナ感染拡大時における2か月間の公民館閉館とその後の開館がどのような経過で決定され、そして再開されたのか。また、その間、市民や職員はどのような思いで日々の生活や公民館と向き合ってきたのか、本答申では学習会やアンケート、ヒアリング等を通して明らかになった事実を「記録化」してきた。

本章ではそれらを踏まえて「生きる権利の実現に不可欠な学習権」「市民とともにある公民館」「変化に対応できる公民館運営審議会づくり」の3つの切り口から公民館閉館時の状況を改めて振り返り、教育機関としての公民館に求められる視点を提示する。その上で「新型コロナウイルス感染拡大時における教育機関としての公民館事業に向けた提言」を行うことで本答申のまとめとしたい。

1. 生きる権利の実現に不可欠な学習権

(1) 憲法に規定されている基本的人権としての学習権

新型インフルエンザ等対策特別措置法第5条（基本的人権の尊重）は「国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型インフルエンザ等対策を実施する場合において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。」と規定している。その基本的人権について日本国憲法第11条は「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と規定し、さらに第12条では「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」、第13条では「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」としている。

国民の生存権と公衆衛生を含む国の社会保障義務を定めた第25条、すべての国民の「教育を受ける権利」を定めた第26条などの基本的人権規定は、未曾有のコロナ・パンデミックに直面してその人権保障の内実が鋭く問われることになった。「学習権」をめぐるのは、九条俳句不掲載損害賠償等請求事件にかかる東京高裁確定判決（2018年5月18日）が「大人についても、憲法上、学習権が保障されるべき」として「大人の学習権」が判例上はじめて確定している。

『公民館だより』では、毎号、ページの下に学習権宣言（第4回ユネスコ国際成人教育会議、1985年）が一文ずつ掲載されている。同宣言の一部を引用すると「学習権は未来の

ためにとっておかれる文化的ぜいたく品ではない」「学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である」「もし女性も男性も、より健康な生活を営もうとするなら、彼らは学習権を持たなければならない。」「学習活動は、あらゆる教育活動の中心に位置づけられ、人々をなりゆきまかせの客体から、自らの歴史をつくる主体にかえていくものである」…。

ここ国立市では、これまで記述してきたように、市民と公民館職員がコロナ禍と「公民館閉館」をめぐる感じてきたさまざまな不安や恐怖・緊張・ジレンマをくぐるなかで、「学習権は、人間の生存にとって不可欠な手段である」というユネスコ学習権思想と現実との矛盾に向き合うことになった。学習権宣言を座標軸の一つにしてきた公民館における学びの公共空間を、改めて今回のコロナ禍を通して検証するなかで、市民の生きる権利の実現に不可欠な学習権をより豊かに保障していく契機とすることが求められている。なお、今年（2022 年）6 月にモロッコのマラケシュで開催された第 7 回ユネスコ国際成人教育会議で採択された「CONFINTEAVII マラケシュ行動枠組み—成人学習及び成人教育の変革力を活かす—」では、「成人教育は教育への権利の構成要素であり、すべての人権の実現に不可欠なものである。」（文部科学省仮訳）と指摘している。

(2) コロナ禍と学習権をめぐる教育機関としての課題検証

学習権に関する基本を踏まえ、諮問に記された「教育機関」という表現に注目したい。教育機関の定義は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（昭和 31 年法律第 162 号）の第 30 条「（教育機関の設置）」に示された学校、図書館、博物館、公民館、その他必要な教育機関を指すと考えられる。

ここで確認したいのは、1957 年 6 月 11 日に文部省初等中等教育局長によって出された回答文書「委初 158 号」において、地方公共団体が設置する教育機関について「専属の物的施設および人的施設を備え、かつ、管理者の下に自らの意思をもって継続的に事業の運営を行う機関」とであると解釈されていることだ。これはつまり、行政の出先機関と見られがちな公民館も自律した教育機関であり、管理者である公民館長の下に主体的・継続的な事業運営を行うことが求められているということである。このことを踏まえ、公民館閉館時の当時の状況を見直す必要がある。

① 公民館閉館時の意思決定プロセスをめぐる

2020 年 3 月 28 日に政府・新型コロナウイルス対策本部が策定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」では、「例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。」とあり、緊急事態宣言下で図書館を使用制限要請対象としなかった県も 11 県ある。都道府県ごと、また都道府県内でも設置自治体によって判断も異なった小中学校や図書館、博物館などを考えると、公民館についても開閉館をめぐる生きる権利に不可欠な学習権の視点を踏まえ意見交換を行い、現場職員や市民の声を聞いた上で取り決める必要があったし、全面閉館以

外の方法も考えられた。

国立市では新型コロナ対策本部会議が決めた「イベント方針1」(8 頁参照)、「イベント方針2」(9 頁参照)が公民館の主催事業中止・延期の根拠となり、一方で4月上旬の公民館をはじめとする社会教育機関閉館は教育委員会事務局内で検討され、教育委員や社会教育委員の会に諮る機会もなく半ば上意下達式に決められた。これら事業中止、休日閉館、全体閉館など、重要な判断が行われる場面において、公民館や図書館、郷土文化館をはじめとし、現場教育機関の間で協議する場や意見を聞く場面が見えてこない。公民館職員の当時の状況も、それぞれの職員が現場の対応に追われ、開閉館の意思決定に参加する余力がなかったようにうかがえる。現場には社会教育主事、図書館司書、博物館学芸員など教育専門職もあり、この間頻繁に開催されていた校長会や副校長会のように教育に直接携わる職員間の会議を開催し、社会教育機関の事業運営に関わって意思疎通を図る必要があった。

② 文教施設（教育機関）としての公民館の位置づけ

東京都が5月22日に発表した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」をもとに国立市は緊急事態宣言解除後7月末までは、このロードマップにより順次再開することになる(17 頁参照)。

東京都は、5月26日にステップ0から1へ、6月1日にステップ1から2へと移行した。これに従い、公民館長は、図書室・印刷室の開室を5月26日に行う際、同部分を都が規定した「展示施設(博物館、図書館等)(ステップ1で緩和)」と判断して再開。6月2日からの公民館全体再開館では、同ロードマップの「集会・展示施設(ステップ2で緩和)」に該当するとしている。

ここで問題として挙げるべきは、そもそもの都の「ロードマップ」の施設区分に公民館の記載がなく、ステップ1で緩和対象とされる「展示施設(博物館、図書館等)」と「文教施設(大学等を除く学校)」のいずれにも位置づけられていなかったことである。これは国も同様で、「新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令」第11条の「使用の制限等の要請の対象となる施設」15項目の内にも「公民館」という固有名詞は登場しない(教育機関としては、一. 学校／九. 体育館／十. 博物館・図書館などはある)。図書館等と併記されていないことは問題ではあるが、ある意味、記載されていないことにより、現場での判断ができたはずである。しかし、教育委員会も公民館も自ら「集会施設」として判断しており、教育機関としての公民館の位置づけが行政組織内でも公民館現場でも弱かったことが露呈した。

今回の市民アンケート(30 頁参照)の結果で、公民館利用についてコロナ禍の前後問わず、「団体に所属し集会施設を利用」、「公民館主催の講座参加」に次いで「ロビーなどの展示を見る」、「新聞・雑誌・図書を読む」、「図書資料などを借りる」という回答が並んでいることに注目すべきである。主催事業を行うことができず、市民団体の施設利用が大きく制限される状況であっても、市民は公民館に立ち寄り、ロビーの展示を眺めたり、情報

を得たり、日常生活の中で意識的・無意識的に関わらず何気ない行動を通して主体的に何かを学んでいる様子がうかがえる。その意味では館全体が教育的機能を持つのであり、その認識の下に公民館の閉館・再開館のあり方も検討する必要があった。

③ 学びの自由をめぐる公民館の対応

上記①②で見たように教育機関の自律性という観点からは課題が残るものの、閉館時公民館を中心にコロナ禍においても市民の学びとつながりの自由を守ろうとする活動や工夫があった。公民館事業等に関わるさまざまな市民組織との連携、社会教育学習会の報告やアンケートで明らかになった団体活動の中で学びやつながりを途切れないようにする活動、途切れることのなかった編集研による会議と作業、会議は開けなかったものの模索し続けた公運審など、「これまでの公民館を中心とした活動」を軸にさまざまな具体的な活動や模索、議論が途切れることなく行われていた。

また、再開館後の来館者名簿管理については公民館や図書館等による対応は自治体によって異なった。国立市では「会場利用にあたっての注意・サークル・団体の代表者等は、参加者氏名と緊急連絡先を必ず把握し、保健所等からの依頼があった場合は、参加者名簿を提示してください。」(『公民館だより』第 725 号、2020 年 7 月 5 日)とし、2020 年 5 月 14 日時点で全国公民館連合会「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」で記載されている「(公民館が) 来館者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する」とは異なる⁶²。これは「図書館の自由に関する宣言」で挙げられた第三「図書館は利用の秘密を守る」に通じる⁶³。公民館来館の有無、そこで何をするか・学ぶかは個々の自由であり、プライバシーでもある。市民や団体を公民館が管理しない、それぞれの学びには自由があり、利用にあたっては団体登録などを必要としない、市民との相互の信頼関係を尊重する場として国立市において公民館が運営されてきた積み重ねの表れでもある。

2. 市民とともにある公民館

コロナ禍により物理的にも心理的にも人と分断されることを経験する中で、多くの人は、人とつながることでより豊かな生活が成り立っていることに改めて気づかされた。人とつながる「場」として重要な役割を果たしている一つが公民館であることは、第 2 章の団体や個人のアンケート、社会教育学習会の記録(巻末)からも読み取れる。アンケートの自由記述に感謝の言葉が多いこと、また「日常の一部」「生活の一部」という記述があることは国立市の公民館が“市民とともにある公民館”であることを表していると言ってよいで

⁶² 日本図書館協会も 2020 年 5 月 14 日にガイドラインを策定し、「氏名及び緊急連絡先を把握し、来館者名簿を作成する。」という項目を入れたが、5 月 18 日に図書館問題研究会が「図書館の自由に関する宣言」の「図書館側は利用者の秘密を守る」に反するものと抗議し、当該ガイドラインの早期撤回を求めた。それに対し、日本図書館協会も名簿作成することを実質的に否定した。

⁶³ 日本図書館協会「図書館の自由に関する宣言」
<https://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>

あろう。以下に、公民館が今後地域で一層役割を果たすために必要となるであろう 4 つの視点を挙げてみる。

(1) 安心の場・地域のよりどころとして

アンケートには、公民館が開館しているだけで「社会が機能している安心感」を得たという記述もあり、施設利用に限らず公共施設が開いていること自体の意味と役割を感じさせられた。また得体の知れない「“COVID-19”について感染者の体験やワクチンの副作用についての学びを行うことで助け合いたい」、「危機の時こそ扉を閉ざさず積極的に市民の窓口となり社会と人をつないで欲しい。不安を取り除くために」という記述もあり、正に社会教育を担う教育機関としての在り方が求められている。その他にも、公民館での活動が重要な社会活動の「場」である記述も多く、コロナ禍を経て今後の公民館を考え、更には再びパンデミックに見舞われた際の「安心の場・地域のよりどころ」として、また「学習権」を保障する視点からも、上記の市民の声を真摯に受け止める必要がある。

公民館事業の特徴の一つとして外国にルーツのある市民の存在も大きい。公民館事業の「生活のための日本語講座」と並走しながら、市民団体が外国にルーツのある市民のサポートを牽引する役割も担って来たためである。災害時の業務継続計画（38 頁参照）では、公民館は「外国人に対し、ライフライン等の様々な情報提供を行う」⁶⁴とされている。市民団体と協同しながら、情報拠点としての役割をより積極的に担いたい。外国にルーツのある市民にとって公民館が「安心の場・地域のよりどころ」となることは、結果的にしょうがいしゃや高齢者、子ども、生活に困難を抱えている人など、情報弱者となり得る人々にとっての「安心の場・地域のよりどころ」にもなる⁶⁵。そのためには、当事者や支援団体とコミュニケーションを取りながら常に当事者の立場に立って考える必要がある。これらの取り組みはソーシャル・インクルージョン⁶⁶の考え方にも繋がり、公民館にとって重要な観点となるであろう。

前節でも触れたように公民館には講座に参加する・サークルとして活動する・図書室に行くなどといった目的をもって来館する人以外に、通りがかりに立ち寄る人もいる。アンケートには「ぶらぶら入って行けるから良い」という声もあり、9～22 時という開館時間に誰でも立ち寄れる公民館の特徴を活かし続けることも「安心の場・地域のよりどころ」として大切な要素であろう。一方で職員への個人アンケートで示されたように、コロナ禍で利用者が少ない夜間に勤務することに少なからず不安を抱く職員もあり、状況に応じて

⁶⁴ 国立市事業継続計画（地震編）（2015.1）

<https://www.city.kunitachi.tokyo.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/21/BCP-jisinnhen2015.1.pdf>

⁶⁵ たとえば、外国にルーツのある市民に向けてやさしいひらがなによるお知らせや案内を公民館に貼りますことで、子どもやしょうがいしゃにとっても公民館が来館しやすい安心な場になることが想定される。

⁶⁶ 「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」前文で、ソーシャル・インクルージョンを「全ての人を社会的孤立や排除から守り、社会の一員として包み支え合うこと」と定義している。

柔軟な職員体制や緊急時の対応を考えておく必要がある。

(2) つながりをつくり続ける

ここでは、社会教育学習会（27 頁・巻末記録参照）の資料や発言から検証する。

公民館の役割として「学びに参加しづらい方々の学びをどのように支えられるか？」という問題提起があった。公民館はこれまでも学びに参加しづらい・学びから遠ざけられた人の学びも支え続けてきたが、コロナ禍に於いては、一時はそれが途絶え、またそれまで行っていた方法を変更せざるを得ない苦しい状況があった。

学びに参加しづらい方々の学びを支えるために、「一人ひとりに光を当てる」というこれまで公民館で心がけられていた本質的な視点は、コロナ禍だからこそ「共に泣き共に悩む想像力が必要」となり、その想像力から“つながり”を持ち続けていこうとする実践へと発展する。職員からの「学びとつながりは地続き」という発言からは、公民館が培ってきた学びに対する幅広い役割がうかがえる（括弧内はいずれも学習会内での発言）。

ただし、コロナ禍においては、つながりをつくり続ける際、身体の安心安全と心の安心安全という正反対の状況や、「公共施設」としては閉館せざるを得ないが、「教育機関」としては開館も欠かせないという葛藤もある。これらの葛藤を解消するために今後公民館そして公民館に関わる私たち市民は何ができるであろうか。そのヒントは学習会で提示されたことを含めて、次節で更に探してみたい。

(3) 困難に見える化し支え合う

団体・市民アンケート結果からもわかるように、公民館閉館時も再開館後も、私たち市民は感染対策をはじめ様々な工夫を重ね活動を継続させてきた。団体内部では様々な話し合いがなされ、様々な考え方を聞き、方向性をまとめて決断を示し続けた責任者の苦労は大変なものであったと想像する。恐らくそれらは各団体の事情に応じてなされたものであろう。しかし、これらの経験を公民館や団体相互に伝えあう機会はほとんどなかった。

もし、各団体の判断状況やそれに至る経緯を教育機関としての公民館が知り、団体間で共有することができていたら、私たちは地域の状況をもう少し客観的に捉え、自らが動くことができたかもしれない。『公民館だより』2020 年 7 月号のサークル訪問「活動自粛の中で」の記事（35 頁参照）や学習会で“困難に見える化”することで、困っている・必要としている団体や個人に適切なサポートができるようになり、結果支え合うことができるのではないだろうか。

この手法は、地震等の自然災害時に高齢者などの弱者の命を守るため、日常から地域の状況を把握し、人（特に高齢者やしょうがいしゃなど）とつながり、緊急時に地域住民同士が助け合うことが、結果的に多くの命を救う、という度重なる災害の教訓を基に昨今注目されている手法と似ている。まずは「困難に見える化する」ことで、誰が何を必要としているかを知り、必要としている人（団体）と提供できる人（団体）をつなぐことが公民

館にはできるのではないだろうか。それは例えば、閉館時に掲示板を公民館前に置き、それぞれの困っている声や必要なことなどを書き出してもらうということだけでも良かったのかもしれない。

今後、公民館はこのような役割も担う存在となることで、結果的に公民館が「安心の場・地域のよりどころ」としての役割を果たす近道なのではないだろうか。

(4) 学びに参加しづらい人々を支え続ける

これまでに“ソーシャル・インクルージョン”、“学びに参加しづらい・遠ざけられた人々の学びをどのように支えられるか”といった公民館が担う最も難しい役割の一端を挙げて来たが、その際に不可欠なのが、支援を必要とする人より多く出会い、適切な支援や合理的配慮の方法を模索し続けることであろう。

公民館で活動する団体・個人（場合によっては利用する市民）の「困難に見える化」し、必要としている支援や学びの機会を提供できる構図ができれば、文字通り全ての「市民とともにある公民館」を実現できるのではないだろうか。そのためには、公民館が学びに参加しづらい・学びから遠ざけられている人とのつながりを、これまで以上にどれだけ豊かに築いていくことができるかが重要である。

3. 変化に対応できる公運審づくり

今回のコロナ禍における「公民館閉館」判断は、職員はもちろんのこと、市民代表の公運審に意見を聞かれる機会もなかった。この経緯は、残念ながら独立した組織である公運審が、「公民館の民主的運営を図る」役割を果たせたとはいえない。次なるパンデミックなどの緊急時に備え、コロナ禍における公民館事業における公運審の役割についても考えてみたい。

(1) 公民館の民主的運営を図るための公運審の役割

公運審は、公民館の民主的運営と公民館運営に住民の意思を反映させる機関であり⁶⁷、緊急時や今回の「閉館・再開館」等の重要事項の決定時にこそ、その役割を全うする必要がある。

緊急時において館長からの諮問の有無に関わらず、公民館の民主的な運営を維持するために公運審側から働きかけ、市民の声を代表して議論し、行政組織とは独立した意志を発信する存在として、より積極的な役割を担いたい。そのためには、さまざまな立場を代表する公運審委員の話し合いが不可欠で簡単に一つの結論を導き出すことはできず、葛藤に陥る可能性もあるが、粘り強く話し合ったうえで、市民の多様な意志を発信する行動こそ

⁶⁷ 国立市公民館条例第5条「公民館の民主的な運営を図るため、公民館に法第29条第1項に規定する公民館運営審議会を置く。」／社会教育法第29条の2「公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。」

が民主的運営であり、公民館と公運審が目指すべき民主主義への努力となる。

公運審がそのような対話と民主主義の拠点として緊急時においても役割を果たすためにも、館長や職員、公運審委員は日頃から意見交換や議論し合える信頼関係を築いておくことも必要である。かつては、職員と公運審委員が合同で他地域の視察や宿泊合宿などを行っており、現代においてもともに切磋琢磨しあう機会が必要である。

(2) 緊急時だからこそ動ける公運審に

『公民館だより』は公民館の重要な広報媒体である。その発行に際しては1986年の公運審の提案から始まった編集研が大きな役割を果たし、公運審委員も每期3人参加している。2章で述べたように、編集研は今回のコロナ禍で閉館中にあっても様々な工夫により会議を続けた。その背景には、広報発行事業が業務継続計画上もC区分（縮小）（38頁参照）として継続する事業との位置づけもあったと思われるが、毎月発行している『公民館だより』を止めてはならないという編集研委員の責任感とそれに伴う主体性の発揮もあった。創意工夫ができる自由度も高く、会議開催の有無についても委員長が1人で判断するのではなく委員全員に意向を聞いた民主的運営も注目に値する。編集研が担当している「サークル訪問」は途切れることもなかった。一方公運審は、業務継続計画でD区分（休止）事業と位置づけられていたことに加え、事務局を担う公民館が混乱にある中、無理を言って開催することが難しい立場にあったとも思われる。しかし、行政機関が混乱の中だからこそ、公運審が主体的に委員に開催の有無を聞いたり、何かできることを模索しあう必要があり、日常的に公民館事業にどれだけ主体的に関わっているかという主体性も問われた。公運審に意見を聞かれても閉館せざるを得ない状況は変わらなかったかもしれないが、議論したかしなかったかの違いは大きい。

次の新たな感染症の襲来も予想される中で、この状況を改善し、公運審が主体的に動ける方法や内規を整え、緊急時における行政組織内の位置付けの強化（業務継続計画をB（継続）やCに）や、オンライン開催を可能にするなどの対応策を明確にし、常に市民の声を反映できる体制を整えておく必要がある。

(3) 情報集約 —主体的に学び考えつながらのために—

公運審委員は市内で様々な活動をしているメンバーで構成されている（29頁参照）。この特徴を活かし、緊急時にも機動力を発揮できる体制を整えれば、多くの情報を集約できるのではないだろうか。

例えば、閉館時にも「一人ひとりの主体的な学びを公民館がどのように支えるか？」という公民館の持つ課題解決のためにも、どのような学びが求められているか？ どのような困難があるのか？ 先ずはこれらの情報を収集する必要がある、その時に多くの市民が望んでいる“学び”を適切に提供する役割を担う。それは、最終的には公民館の事業運営にも反映され、講座等にも反映される。このように考えていくと、私たち市民が「主体的な

学び」を求めるからには私たち自身が「主体的に公民館づくりに関わる」ことの必要性がみえてくる。

アンケートで、公民館に対する“感謝”が多く寄せられた状況は、公民館利用者という範囲を超えていない。この段階をさらに進め公民館は自分たちがつくっていくという公民館創設当初の関わり方をつくっていききたい。

(4) 民主主義を自分たちで作り出す場であり続けるために

コロナ禍を経て、閉館・再開館に揺れた公民館の今後の運営を考える時、国立の地域民主主義を推し進めた初代教育委員長兼初代公民館長の早坂禮吾さんの言葉「できないことを憂うのではなくできることは何かと考える。今、自分には出し合うことのできる何があるのか、自分に聞いて自分で答えを出す。」に習いたい。予算も職員もない国立市の公民館創世期に市教育委員会・市民とともに実践を促したこの理念は、今回のコロナ禍でも通じるものがある。

他自治体では公民館や図書館運営が指定管理者になり民間企業等が運営したり、公運審を置かないなど、市民運営が遠くなり、部屋を借りるなどサービスを受け取る施設として認識されることも多くなった。また、人々の価値観は戦後の民主主義社会づくりに自ら関わり、希望を持っていた時代とは大きく変わっており、単純に現代に当てはめられるものではない。変化に富んだ時代に生きる私たち、公民館も公運審委員もまた、時代を経ても変わらず尊重すべき基本的なことを確認しながら、変化に対応できる柔軟性を持つことが望まれる。実践するのは非常に難しいことだが、基本にはやはり人と人がつながり、お互いの違いを感じ・尊重しあうことから学びへと発展させ、答えが出ないが故にさらに出会い・学び・考え続けることが必要である。公民館と公運審はこのループを粘り強く実践するところから、その時々に必要な答えの欠片を見つけ提示していくことができるのではないだろうか。そしてこのような公運審が存在することが“民主主義は自分たちで作り出せる”ことの実践であり、今後の公民館運営及び公民館事業に大きな役割を果たすのではないだろうか。

4. 新型コロナウイルス感染拡大時における教育機関としての公民館事業に向けた提言

これまでの記録・課題検証を踏まえ、今後の国立市公民館の教育機関としての事業運営に必要な施策を3つの視点から10の提言を行う。

(1) 市民とともにある公民館運営・事業

【提言① 主権者として、ともに知り・考え・学びあえる事業展開】

コロナ禍は人のつながりを奪い、より困難を抱える人の状況を見えなくし、それらを打開するための学習機会も失わせた。公民館は一人ひとりの思いや状況を知りあい、主権者としての自身のあり方を考え、地域で活動するさまざまな団体・サークルが互いの課題と工夫を知り、つながる場をつくり続けたい。オンラインなど多様な参加方法を工夫しつつ、学びを通じてソーシャル・インクルージョンの実現を目指す。

【提言② 市民や団体・サークルとのつながりづくり】

緊急時に公民館が最も優先的に行うべきことは、市民や団体・サークルの声を聞き続ける、つながり続ける方策を考えることである。そのためにも、日常の市民や団体・サークルとのつながりを大切にし、緊急時にはそれを最大限に活かしながら、より多くの声を共有する仕組みや工夫が求められる。多様な声の中から、公民館や団体・サークル、個人ができることをそれぞれが考え、相互にエンパワメント（自律的に行動するための力を与えること）できるあり方をともに模索したい。

【提言③ 緊急時に対応できる公民館運営審議会の体制整備】

緊急時にこそ公民館の民主的運営を担保するために行動できる公運審の体制を構築する必要がある。そのためには、これまでの歴史や現在の諸規則を尊重しつつも、前提知識や思い込みを廃した状態から柔軟に考え、緊急時への備えを検討することも必要となる。公民館が学習権を保障し続けるために、職員とともに考え、主体的に行動する公運審の活動の意味は大きい。その条件を整備し、迅速に動ける公運審体制を整えていく。

【提言④ 情報発信と情報交流の「ひろば」としての機能強化】

全戸配布される『公民館だより』の読者は多く、その情報発信力の高さを活かした公民館活動の広報は引き続き重要である。加えて、緊急時には即時的な情報発信手段として、HPや公民館内外の掲示板等を活用し、館の開閉館の予定、講座の中止・延期など公民館の運営状況、市の行政情報などを発信することが求められる。また、公民館は市民や団体・サークルの情報交流、市民相互に思いを共有する「ひろば」でもある。困難な状況にある人にも配慮した、多様な市民の双方向の情報交流拠点としての機能強化とその方法の検討が必要である。

(2) 教育機関としての公民館・職員体制の強化

【提言⑤ 教育機関としての公民館の位置づけ強化】

公民館は国立市の社会教育の中核を担う教育機関である。国・都・市の新型コロナウイルス感染防止対策の際、「イベント開催」「集会施設等の開閉館」の方針が出るが、主催講座はイベントではなく学習権保障としての事業であり、集会施設にとどまらない相互学習の場である。国立市、教育委員会などの職員、関係者は、公民館が生きる権利に不可欠な学習権の保障を担っている教育機関としての再認識することを求めたい。

【提言⑥ 社会教育専門職の役割と配置促進】

公民館をはじめ社会教育機関がどのような状況でも適切に判断・行動するために、社会教育の専門職の配置を一層推進すべきである。同様に教育委員会内で学習権保障を担う社会教育の重要性を認識し、提言⑦の社会教育機関をつなぎ、調整を図る専門職が不可欠である。そのために社会教育法第九条の二で教育委員会事務局に必置が定められている社会教育主事を、専任職として置くべきである。

【提言⑦ 社会教育現場の声の反映と施設間の連携】

今回のコロナ禍では、学習権保障が途切れる重要な判断の場面において、公民館や図書館、郷土文化館をはじめとする社会教育機関相互で協議する場や、現場の意見を聞く場面が皆無であった。社会教育に直接携わる職員間の意見交換や状況報告が迅速にできる機会を設け、現場の意見を積極的に交換し、活かしていく体制づくりが必要である。

(3) 緊急時のための事業・施設整備計画の立案

【提言⑧ 国立市新型インフルエンザ等対策行動計画・事業継続計画の再考と具体化】

2020年4月段階の当計画において、公民館は「縮小する業務（C）」区分の「広報発行事業」、「公民館維持管理事業」を除き、「公民館運営審議会運営事業」含む多くの事業が「休止する業務（D）」となっていた。2022年2月において「公民館運営審議会運営事業」を含むすべての事業がC区分となったものの、公民館が生きる権利に不可欠な学習権の保障の場としてその機能が担保されるよう、事業計画全体の不断の見直しが必要である。特に閉館となっても公運審を休会することなく継続できる具体的な運営方法の早急な検討が望まれる。

【提言⑨ 緊急時に柔軟な対応ができる公民館運営・事業の体制づくりの検討】

上記の緊急対応的な計画・体制づくりに加え、さらなる感染拡大や災害等危機的な状況が今後必ず起こることを想定しておく必要がある。危機的な状況では、全ての関係者に臨機応変な対応が求められるだろう。国立市公民館独自の危機対応を現場を中心に想定し、関連講座の開催や、職員と市民とがリスクに関する正確な情報を共有し、相互に意思疎通

を図りながら、大局的な見地に立った公民館運営・事業展開を図るべきである。

【提言⑩ 施設・備品整備計画の策定】

これまで公民館は老朽化に伴う施設整備を年度ごとに検討し、施設改修・修繕を進めているが、高齢者やしょうがいしゃ、外国にルーツのある市民等の利用も多い中、現状の設備・備品等では対応できていない。今後想定される緊急対応時に備え、設備の改修・修繕及び備品整備等の中長期的な計画を策定し、遂行していくことが求められる。また防災や感染予防対策のための設備やオンラインによる情報発信等の備品整備計画の検討も重要である。

おわりに

公運審委員自らの公民館閉館時における活動や思い、社会教育学習会で登壇していただいた多様な形で公民館活動に関わる市民団体や職員からの報告、公民館利用団体・市民アンケート、職員へのアンケートやヒアリングなど、なるべく多くの多様な声を聞き、当時の記録に務め、その中で見えてきた課題から10の提言を行った。それぞれの記録を読み直す度に、新たなことに気づかされ、もっと調べたかったことや書き足りなかった思いが募る。

残した課題は多いが、その中でも、大事な三点を以下にあげておきたい。

一つ目は他の社会教育機関や公共施設との連携を踏まえて公民館の役割を考える視点である。公民館は市中に数多ある施設の一つであり、それぞれの施設で学びやつながりが展開されてきている。ここで公民館ならではの学びやつながりのあり方を考えるとき、それぞれの市民団体やサークルで活動する市民が一同に集い、お互いの活動を知り、新たな世界に視野を広げながらつながりをつくり続ける、そのような開かれた教育機関としての独自性が考えられるだろう。特に一人ひとりの孤立といった地域課題に着目するとき、公民館を拠点に活動する市民だけでなく、それぞれの市内の拠点で活動する市民とどのようなつながりがつくれるか、またそれぞれの社会教育機関・公共施設とどのような連携を行うことができるかが問われている。

二つ目として、オンライン活用を含めた、コロナ禍における主催講座や委員会の実施に関してほとんど触れることができなかった。公民館でも2020年度以降、オンラインによる講座が始まり、それによって初めて講座に参加できる市民が存在している。一方で国立市の掲げるソーシャル・インクルージョンを実現する上で、ICT（通信技術を活用したコミュニケーション）に習熟していない人にとっては疎外感や新たな差別を生む恐れもあり、電磁波等による健康被害も無視してはいけない。「学びを止めない」ためのオンラインの活用を含めた講座の方法、そしてコロナ禍を経験したからこそ見えてきた事業内容を具体的に検討していく必要がある。

三つ目の課題として、サークル・市民団体アンケートは行ったが、市民団体・個人それぞれが「学びやつながりを止めない」積極的な活動を行ったことについては調査ができなかった。国立市行政や公共施設への直接的な働きかけ、職員との話し合い、自主的な講座企画や学びの展開、ともにあるための居場所づくりの継続など、さまざまな活動を答申策定途中で見聞きした。そうした市民のさまざまな動きがあったからこそ、2020年7月以降の国立市の独自方針が確立され、2回目以降の緊急事態宣言でも公共施設は閉館しなかった。それらの動きから学び、どう連携していったのかについて検討していくことで、公民館はさらに力をつけていけるだろう。

今回の答申づくりでは記録性を重視しており、先の時代においても2020年当時の状況を

知り、類似の危機的状況においても模索する手がかりを得てほしいという気持ちを込めた。さらに言えば、今回の答申づくりの経過自体が市民主体で多様な人々の声を集め、意見を交わし、合意形成に至る民主主義への取り組みであり、コロナ禍という時代において取り組むことのできた貴重な取り組みの一つでもあった。

困難な社会における公民館のあり方について考える上で、広くこの答申全体を参考にいただければ幸いである。一方、上記以外にも落としてしまった視点や検証不足の課題も多い。市民や職員、研究者などのみなさまから忌憚ないご意見を請うものである。

最後になるが、この答申は、公民館に関わる様々な人々の支えやご協力があったからこそである。社会教育学習会や市民・団体アンケートでは多くの熱意ある率直な声をいただき、答申をまとめる視点をいただいた。一人ひとりが当時の公民館との関わりの記憶を持ち、コロナ禍において公民館の重要性を再認識したとともに、公民館はもっとできることがあったはずという思いを抱いていたのではないかと思う。職員アンケートやヒアリング、当時のさまざまな資料の提供、答申執筆にあたっての委員間のとりまとめや会議参加など、公民館職員にも大きな協力を得た。次頁にお名前を記して感謝申し上げたい。

手前味噌になるが、今期の第33期公運審は答申策定にあたって、それぞれの委員が膨大な時間と労力を費やすことになった。毎月の定例会以外の会議だけでも69回を数え、アンケート集計や学習会記録・ヒアリング等のまとめ、答申執筆など自宅での作業も多かった。そんな大変な作業に尽力できたのは、個々の意見の相違はあっても「公民館は大切である」という思いを共有している公運審だからこそであろう。今期だけでなく、これまでの公運審の活動や答申からも知恵や勇気を得ることができた。公民館に公運審は必要不可欠なものであることを強調しながら、第34期にバトンを渡したい。

ご協力・ご支援いただいた皆様に心より感謝申し上げます。

第33期国立市公民館運営審議会

第 33 期国立市公民館運営審議会委員（2020 年 11 月～2022 年 10 月）

1 号委員（学校教育関係者）

田中 圭（国立市立小・中学校副校長会） ～2021 年 3 月

清原周栄（国立市立小・中学校副校長会） 2021 年 4 月～

2 号委員（社会教育関係者）

野口泰寛（シニアカレッジ 3） 2020 年 12 月～

幸島裕子（障害をこえてともに自立する会）

末光 翔（青年室利用者連絡会）

山根浩子（公民館利用者連絡会）

矢野勝巳（文学講座連絡会）

木島香織（国立市中地域小地域福祉活動「なかなかいい会」）

隈井裕之（くにたち地域コラボ）

西尾万樹（くにたちエッチングの会 ふれす・る）

池田祐子（KUNIFA 日本語サポート）

鵜田美緒（ひらやの里）

高野 宏（国立市商工会）

3 号委員（家庭教育関係者）

山口千恵子（民生委員・児童委員）

4 号委員（学識経験者）

長澤成次（千葉大学名誉教授、放送大学千葉学習センター）

江頭晃子（和光大学・東京都立大学講師）

第 33 期国立市公民館運営審議会 担当職員・期間

石田 進（館長） ～2022 年 3 月

清水 周（館長） 2022 年 4 月～

高下由合（主査） ～2021 年 6 月

志茂剛久（主査） 2021 年 7 月～2022 年 4 月

井口啓太郎（主査） 2022 年 4 月～

針山和佳菜（主事） 2021 年 4 月～